

荒川区の国保事業

令和5年版

荒川区福祉部国保年金課

目 次

1	荒川区国民健康保険運営協議会	
(1)	委員の選出及び定数	1
(2)	開催状況	1
(3)	委員名簿	1
2	組織及び事務分掌	
	＜係別職員数の状況＞	2
3	被保険者	
(1)	被保険者資格	3
(2)	退職者医療制度	3
(3)	被保険者加入状況の推移	3
	付表1 外国人加入者状況の推移	3
	付表2 被保険者数の内訳の推移	4
(4)	被保険者数の年齢別状況	4
(5)	資格取得及び喪失の事由別状況	5
4	保険料	
(1)	保険料（医療給付費分）の算出方式	6
(2)	保険料（後期支援金分）の算出方法	6
(3)	保険料（介護納付金分）の算出方法	6
(4)	保険料の収納状況の推移	7
	①現年分	7
	②滞納繰越分	8
(5)	保険料負担額状況（現年分）	9
(6)	令和4年度保険料減額賦課の状況	9
(7)	保険料の減額・免除、徴収猶予	10
(8)	保険料の納付方法別収納状況	10
(9)	督促及び催告の状況	10
5	保険給付	
(1)	保険給付の種類	11
(2)	医療費の状況	13
(3)	一人当たりの医療費の状況	14
(4)	受診率の状況	14
(5)	高額療養費の状況	15

(6) その他の保険給付の状況	1 5
(7) 不正・不当利得、第三者行為	1 5
(8) 一部負担金の減額・免除	1 6
6 保健事業	
(1) 保養施設の開設	1 7
(2) 医療費通知	1 8
(3) 脳ドック受診費用助成	1 8
(4) 糖尿病等重症化予防	1 8
(5) ジェネリック医薬品利用差額通知	1 8
7 特定健診・特定保健指導事業	
(1) 特定健康診査	1 9
(2) 特定保健指導	1 9
8 経理	
(1) 国民健康保険事業特別会計の決算（令和4年度）	2 0
(2) 国民健康保険事業特別会計決算額の推移	2 1
(3) 国民健康保険事業特別会計への財政運営等	2 1
9 国保のあゆみ	2 4
（参考）事業年報	3 5

1 荒川区国民健康保険運営協議会

荒川区は、国民健康保険法第11条第2項に基づき、荒川区国民健康保険運営協議会（附属機関）を設置しており、区長は、国民健康保険の保険料や給付割合など事業の運営に関する重要な事項について国民健康保険運営協議会の意見を求め、国民健康保険事業を進めていくことになっています。

(1) 委員定数

- ① 被保険者を代表する委員 6名
- ② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員..... 6名
- ③ 公益を代表する委員 6名
- ④ 被用者保険等保険者を代表する委員..... 3名

(2) 開催状況

第163回 令和5年2月17日～ 令和5年3月7日 (書面開催)	< 諮問事項 > 荒川区国民健康保険における保険料率等の改定について
---	---------------------------------------

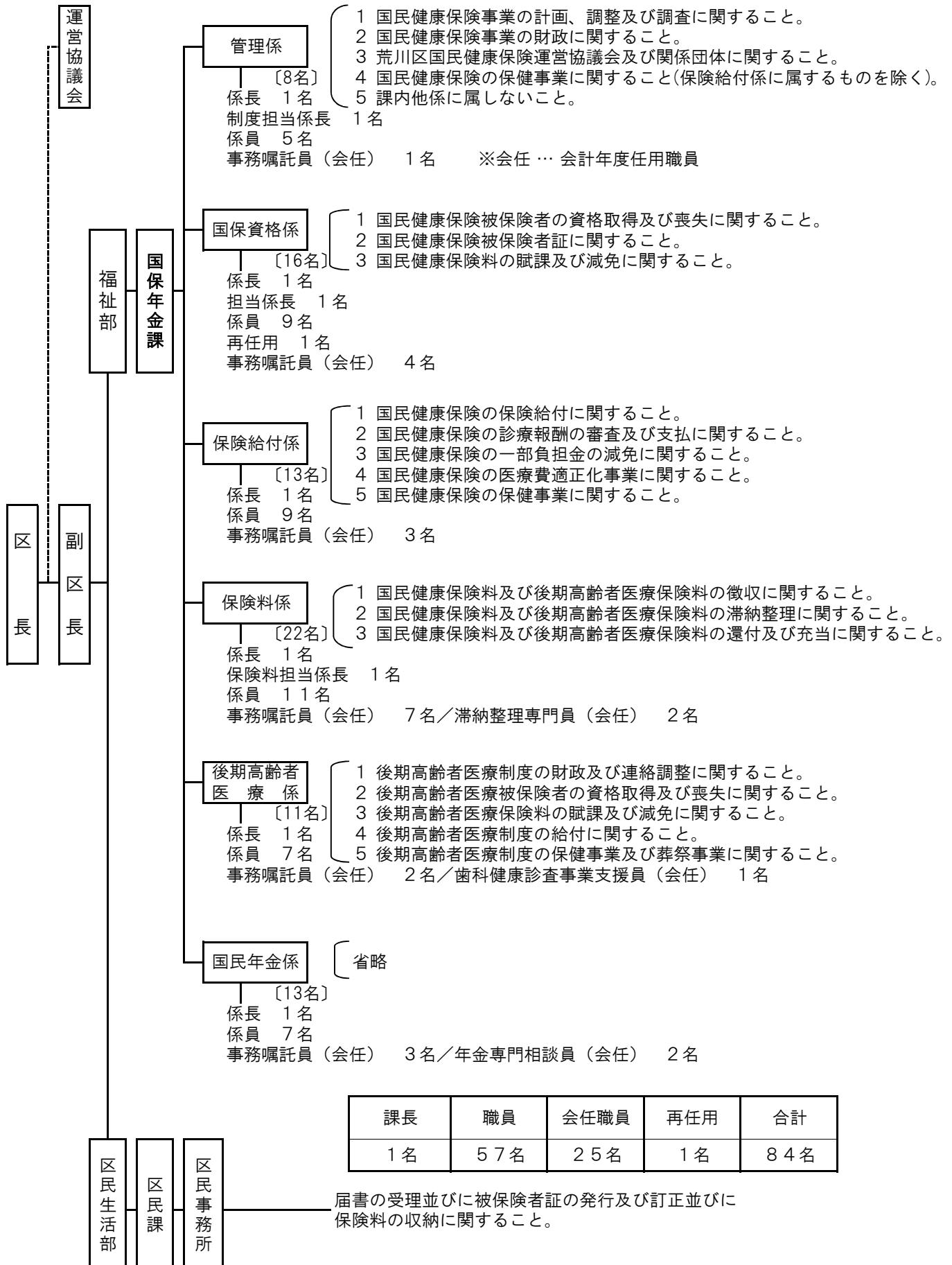
(3) 委員名簿（令和5年8月1日現在）

区 分	氏 名	摘 要
被保険者 代表委員 (6名)	戸 叶 修 金 田 博 三 浦 裕 一 齋 藤 隆 雄 金 井 昌 朝 伊 藤 利 博	
保険医等 代表委員 (6名)	太 田 誠一郎 角 田 太 郎 小 沼 康 男 松 永 泰 典 角 讓 藤 代 祐 治	
公益代表委員 (6名)	夏 目 亜 季 宮 本 舜 馬 明 戸 真弓美 菊 地 秀 幸 小 島 和 男 小 坂 英 二	
被用者保険等 保険者 代表委員 (3名)	齊 藤 祐 二 和 田 守 晶 (欠員1名)	(A D E K A 健康保険組合) (三菱電機ビルソリューションズ健康保険組合)

令和7年11月30日まで

2 組織及び事務分掌

(令和5年4月1日現在)



3 被保険者

(1) 被保険者資格

荒川区内に住所を有する人は、国民健康保険の被保険者となります。ただし、次に掲げる人は除きます。

- ①健康保険、船員保険、国家公務員共済組合等の被保険者及び被扶養者
- ②生活保護受給世帯
- ③国民健康保険組合の被保険者
- ④後期高齢者医療制度の加入者
- ⑤ハンセン病療養所の入所者等

※特別養護老人ホームへの入所及び入院のため区外に転出する人は、入所・入院先で新たに加入するのではなく、引き続き荒川区の国民健康保険の資格を有することになります。

(2) 退職者医療制度

国民健康保険の65歳未満の被保険者で、老齢年金、又は通算老齢年金の受給権者のうち、次のいずれかに該当する人です。

- ①被用者年金保険の被保険者期間が20年以上の方、及びその被扶養者
- ②40歳以降の被用者年金保険の被保険者期間が10年以上の方、及びその被扶養者

※平成20年4月からの高齢者医療制度の創設に伴い、退職者医療制度は原則廃止となりましたが、現行制度の円滑な移行を図るため、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として、制度を存続させる経過措置が講じられています。

(3) 被保険者加入状況の推移

(各年度3月31日現在)

年度	荒川区の世帯数	荒川区の人口			国保加入者		加入割合		対前年比	
		日本人 (人)	外国人 (付表1) (人)	合計 (人)	世帯数	被保険者数 (付表2) (人)	世帯 (%)	被保険者 (%)	世帯 (%)	被保険者 (%)
30	116,261	197,105	18,958	216,063	36,670	51,708	31.54	23.93	-2.81	-4.44
元	117,333	198,285	18,882	216,335	35,237	49,127	30.03	22.71	-3.91	-4.99
2	117,437	198,268	18,067	215,361	34,373	47,676	29.27	22.14	-2.45	-2.95
3	117,396	197,915	17,446	215,361	32,747	45,202	27.89	20.99	-4.73	-5.19
4	119,748	198,067	19,166	217,233	32,353	43,696	27.02	20.11	-1.20	-3.33

(付表1) 外国人加入者状況の推移

(各年度3月31日現在)

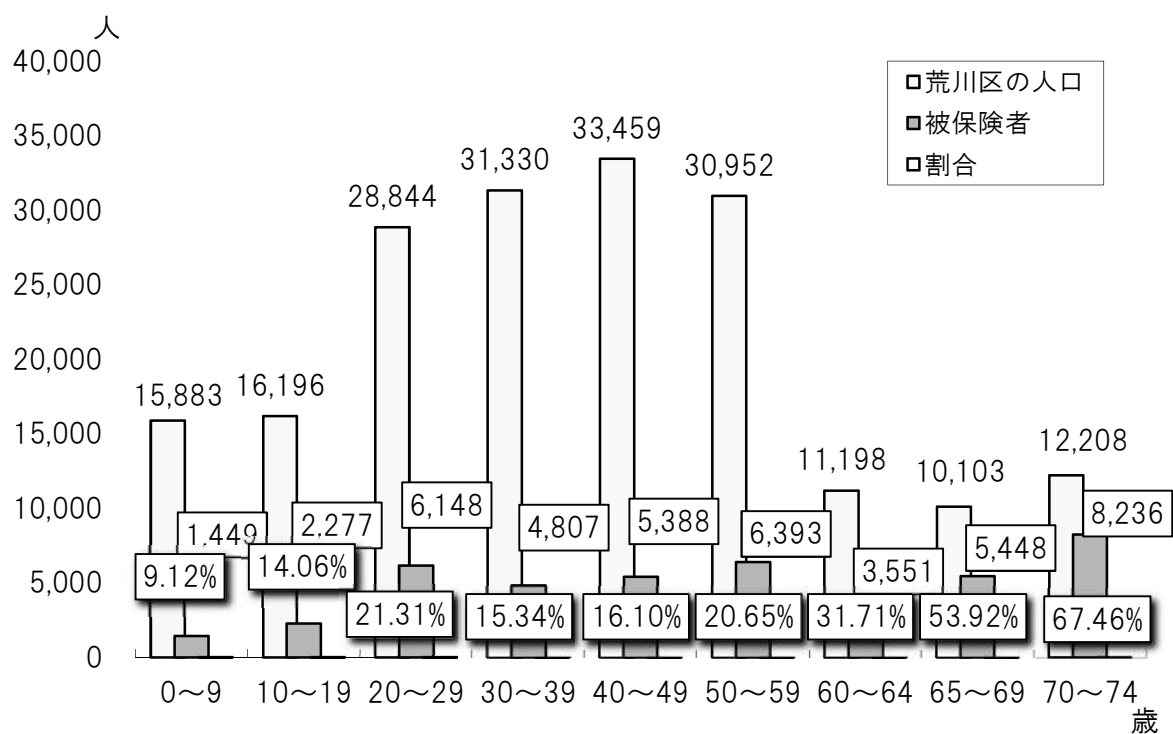
年度	外国人数 (人)	国保加入者		加入割合 (被保険者数)
		世帯数	被保険者数 (人)	
30	18,958	7,972	10,113	53.34%
元	18,882	7,231	9,193	48.69%
2	18,067	6,694	8,538	47.26%
3	17,446	5,805	7,487	42.92%
4	19,166	6,603	8,274	43.17%

(付表2) 被保険者数の内訳の推移

(各年度3月31日現在)

年度	被保険者数 (人)	一 般		退 職		後期高齢者	
		被保険者数(人)	割合 (%)	被保険者数(人)	割合 (%)	被保険者数(人)	割合 (%)
30	51,708	51,659	99.91	49	0.09	24,103	—
元	49,127	49,123	99.99	4	0.01	24,278	—
2	47,676	47,676	100.00	0	0.00	24,159	—
3	45,202	45,202	100.00	0	0.00	24,456	—
4	43,696	43,696	100.00	0	0.00	25,354	—

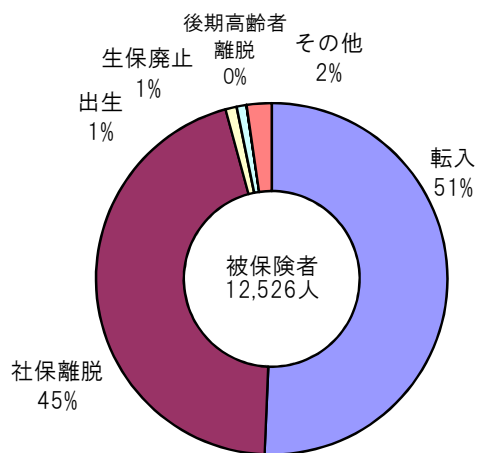
(4) 被保険者数の年齢別状況 (令和5年3月31日現在)



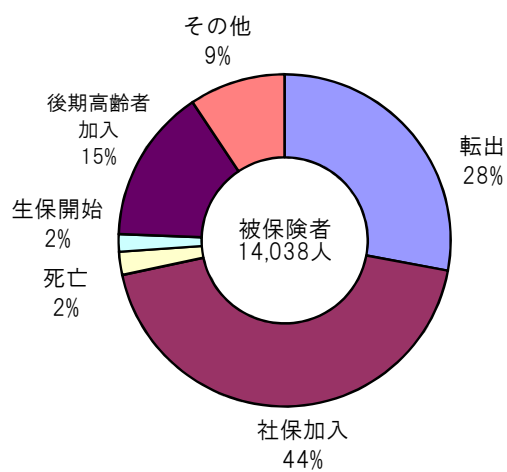
(5) 資格取得及び喪失の事由別状況（令和4年度）

資 格 取 得		資 格 喪 失	
事 由	被保険者数（人）	事 由	被保険者数（人）
転 入	6,344	転 出	3,919
社 保 離 脱	5,651	社 保 加 入	6,140
出 生	130	死 亡	316
生 保 廃 止	114	生 保 開 始	239
後期高齢者離脱	0	後期高齢者加入	2,110
そ の 他	287	そ の 他	1,314
合 計	12,526	合 計	14,038

資格取得事由別状況



資格喪失事由別状況



4 保険料

(1) 保険料(医療給付費分)の算出方式

$$\text{年間保険料} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

区 分		令和4年度	令和5年度
賦課割合 (所得割：均等割)		56：44	55：45
保険料率	所得割料率	加入者全員の 旧ただし書き所得 × 7.16%	加入者全員の 旧ただし書き所得 × 7.17
	均等割額	1人当り 42,100円	1人当り 45,000円
限度額		650,000円	650,000円

※保険料率は、23区全体の賦課率及び賦課割合をもとに算定しています。

(2) 保険料(後期支援金分)の算出方式

$$\text{年間保険料} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

区 分		令和4年度	令和5年度
賦課割合 (所得割：均等割)		56：44	55：45
保険料率	所得割料率	加入者全員の 旧ただし書き所得 × 2.28%	加入者全員の 旧ただし書き所得 × 2.42%
	均等割額	1人当り 13,200円	1人当り 15,100円
限度額		200,000円	220,000円

※保険料率は、23区全体の賦課率及び賦課割合をもとに算定しています。

(3) 保険料(介護納付金分)の算出方式

$$\text{年間保険料} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

区 分		令和4年度	令和5年度
賦課割合 (所得割：均等割)		57：43	58：42
保険料率	所得割料率	介護第2号 被保険者全員の 旧ただし書き所得 × 1.91%	介護第2号 被保険者全員の 旧ただし書き所得 × 1.87%
	均等割額	介護第2号被保険者1人当たり 16,600円	介護第2号被保険者1人当たり 16,200円
限度額		170,000円	170,000円

※均等割額は、23区共通となっています。

(4) 保険料の収納状況の推移

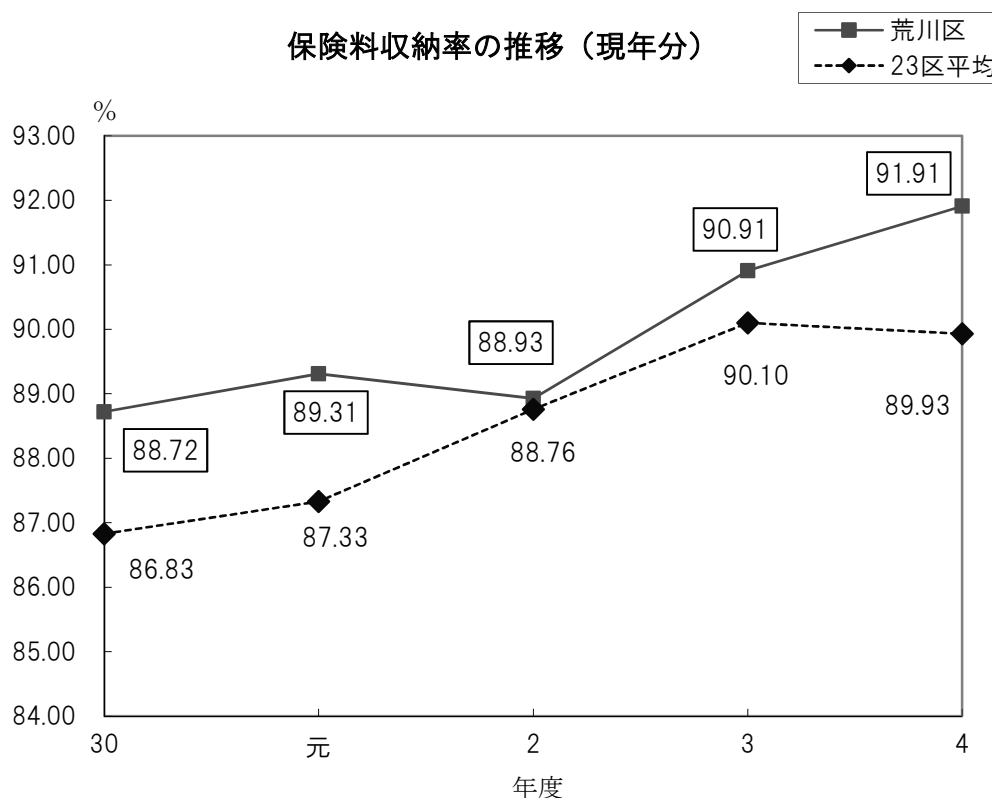
①現年分

(単位：円)

年 度		調定分	収納額	未収額	居所不明分	収納率 (%)
30	一般	5,784,612,085	5,118,711,795	663,393,937	13,253,021	88.69
	退職	17,869,223	17,472,757	394,801	0	97.78
	計	5,802,481,308	5,136,184,552	663,788,738	13,253,021	88.72
元	一般	5,665,792,417	5,044,788,088	617,675,527	16,598,287	89.30
	退職	2,154,936	2,154,936	0	0	100.00
	計	5,667,947,353	5,046,943,024	617,675,527	16,598,287	89.31
2	一般	5,320,736,507	4,720,440,671	598,692,576	12,422,929	88.93
	退職	0	0	0	0	—
	計	5,320,736,507	4,720,440,671	598,692,576	12,422,929	88.93
3	一般	5,246,446,581	4,758,957,795	480,784,753	11,388,203	90.91
	退職	0	0	0	0	—
	計	5,246,446,581	4,758,957,795	480,784,753	11,388,203	90.91
4	一般	5,378,900,599	4,933,178,857	429,488,177	11,288,229	91.91
	退職	0	0	0	0	—
	計	5,378,900,599	4,933,178,857	429,488,177	11,288,229	91.91

※収納率は居所不明分調定額を控除して算出しています。

保険料収納率の推移（現年分）

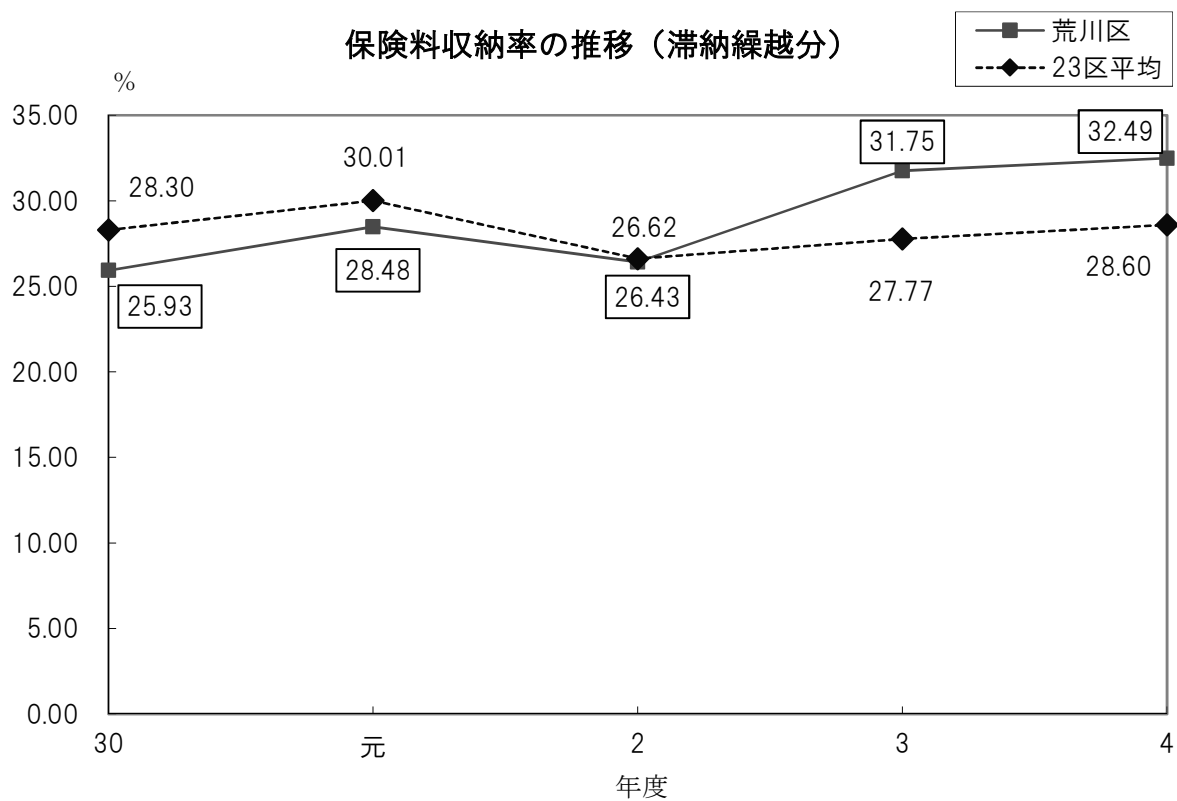


②滞納繰越分

(単位：円)

年 度		調定分	収納額	不納欠損	未収額	居所不明分	収納率 (%)
30	一般	1,520,196,555	390,266,401	266,725,379	863,204,775	12,366,896	25.88
	退職	6,618,706	2,363,958	963,498	3,291,250	0	35.72
	計	1,526,815,261	392,630,359	267,688,877	866,496,025	12,366,896	25.93
元	一般	1,487,958,365	415,415,548	293,359,161	779,183,656	29,645,397	28.49
	退職	3,748,190	1,047,724	744,957	1,955,509	0	27.95
	計	1,491,706,555	416,463,272	294,104,118	781,139,165	29,645,397	28.48
2	一般	1,349,901,777	351,884,974	255,562,481	742,454,322	18,589,518	26.43
	退職	1,955,509	455,172	407,606	1,092,731	0	23.28
	計	1,351,857,286	352,340,146	255,970,087	743,547,053	18,589,518	26.43
3	一般	1,282,332,530	400,629,255	308,562,902	573,140,373	20,998,688	31.76
	退職	956,813	121,253	490,939	344,621	0	12.67
	計	1,283,289,343	400,750,508	309,053,841	573,484,994	20,998,688	31.75
4	一般	1,001,429,730	318,896,531	277,155,977	405,377,222	19,634,159	32.48
	退職	344,683	226,768	20,867	97,048	0	65.79
	計	1,001,774,413	319,123,299	277,176,844	405,474,270	19,634,159	32.49

※収納率は居所不明分調定額を控除して算出しています。



(5) 保険料負担額状況（現年分）

（単位：円）

（各年度決算値）

年 度	調 定 額		収 納 額	
	一世帯当り	一人当り	一世帯当り	一人当り
30	158,235	112,216	140,065	99,330
元	160,852	115,373	143,228	102,732
2	154,794	111,601	137,329	99,010
3	160,211	116,066	145,325	105,282
4	166,256	123,098	152,479	112,897

※ 各年度3月31日現在世帯・被保険者より算定。

(6) 令和4年度保険料減額賦課の状況

- 1号該当・・・世帯全員の合計所得が、給与所得者数から1を減じた数に10万円を乗じ、43万円を加算した額以下の世帯については、被保険者均等割
 医療分1人42,100円が12,630円になります。（7割減額）
 支援金分1人13,200円が3,960円になります。（7割減額）
 介護分1人16,600円が4,980円になります。（7割減額）
- 2号該当・・・世帯全員の合計所得が、給与所得者数から1を減じた数に10万円を乗じ、43万円を加算した額と被保険者数に28.5万円を乗じた額を合計した額以下の世帯については、被保険者均等割
 医療分1人42,100円が21,050円になります。（5割減額）
 支援金分1人13,200円が6,600円になります。（5割減額）
 介護分1人16,600円が8,300円になります。（5割減額）
- 3号該当・・・世帯全員の合計所得が、給与所得者数から1を減じた数に10万円を乗じ、43万円を加算した額と被保険者数に52万円を乗じた額を合計した額以下の世帯については、被保険者均等割
 医療分1人42,100円が33,680円になります。（2割減額）
 支援金分1人13,200円が10,560円になります。（2割減額）
 介護分1人16,600円が13,280円になります。（2割減額）

減額賦課（医療給付費分）の状況

（単位：円）

（各年度決算値）

年 度		1号該当	2号該当	3号該当	合 計
30	世 帯 数	11,843	3,657	3,188	18,688
	被保険者数（人）	14,122	5,973	5,617	25,712
	金 額（円）	385,530,600	116,473,500	43,812,600	545,816,700
元	世 帯 数	11,623	3,692	3,089	18,404
	被保険者数（人）	13,786	5,867	5,365	25,018
	金 額（円）	385,042,980	117,046,650	42,812,700	544,902,330
2	世 帯 数	11,050	3,629	2,926	17,605
	被保険者数（人）	13,098	5,732	5,049	23,879
	金 額（円）	365,827,140	114,353,400	40,291,020	520,471,560
3	世 帯 数	11,357	3,581	2,867	17,805
	被保険者数（人）	13,599	5,763	4,823	24,185
	金 額（円）	369,348,840	111,802,200	37,426,480	518,577,520
4	世 帯 数	10,671	3,363	2,600	16,634
	被保険者数（人）	12,876	5,329	4,293	22,498
	金 額（円）	379,455,720	112,175,450	36,147,060	527,778,230

(7) 保険料の減額・免除、徴収猶予

減額・免除・・・災害・その他特別な事情で生活が著しく困難になっているときは、その事情により、保険料を減額したり、または、免除する制度があります。

徴収猶予・・・・・・災害や事業が不振になったなどの事情で、一時的に保険料を納めることができないときは、その事情により、6か月に限って保険料の納める時期を遅らせることができます。

減額・免除、徴収猶予の推移

年度	減 額		免 除		徴 収 猶 予	
	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)
30	12	836,861	19	1,016,288	0	0
元	3	70,111	24	549,446	0	0
2	0	0	30	767,525	0	0
3	0	0	30	560,098	0	0
4	2	106,497	28	671,535	0	0

新型コロナウイルス感染症の影響による減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合等、一定の基準を満たす場合に保険料の減免をします。

年度	減 免		
	件数	金 額 (円)	
2	1,543	363,859,848	※令和元年度2,3月分保険料の減免額(50,689,032円)を含む。
3	604	99,320,368	※令和2年度分保険料の減免額(492,087円)を含む。
4	168	28,416,570	※令和3年度分保険料の減免額(199,420円)を含む。

(8) 保険料の納付方法別収納状況 (令和4年度現年分)

区 分	件 数	金 額 (円)
口座振替	109,575 (38.23%)	2,337,055,869 (46.36%)
金融機関	32,315 (11.27%)	645,911,225 (12.81%)
窓口納付	8,200 (2.86%)	180,702,054 (3.58%)
コンビニエンスストア	103,945 (36.27%)	1,402,416,716 (27.82%)
モバイルレジ	2,956 (1.03%)	70,744,337 (1.40%)
スマートフォン決済	8,765 (3.06%)	137,957,122 (2.74%)
特別徴収	20,533 (7.16%)	258,699,992 (5.13%)
その他	334 (0.12%)	7,364,254 (0.15%)
合 計	286,623 (100.00%)	5,040,851,569 (100.00%)

()内は構成比

(9) 督促及び催告の状況 (令和4年度)

督 促 状				催 告 書	
発行月	発行枚数	発行月	発行枚数	発行月	発行枚数
4 月	5,323	1 1 月	5,919	4 月	6,273
5 月	5,185	1 2 月	5,878	1 1 月	5,080
6 月	287	1 月	5,630	2 月	3,428
7 月	69	2 月	5,596	合 計	14,781
8 月	6,821	3 月	5,462		
9 月	6,503	合 計	58,743		
1 0 月	6,070				

5 保険給付

(1) 保険給付の種類

療養の給付	被保険者が病気やけがをしたとき、保険医療機関等に被保険者証を提出し、一部負担金を支払うことにより、次のような給付が受けられます。 ① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 処置、手術、その他の治療 ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤ 病院、診療所への入院及び療養に伴う世話その他の看護 <一部負担金> <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>自己負担割合</th></tr><tr><td colspan="2">6歳(義務教育就学前)まで</td><td>2割</td></tr><tr><td colspan="2">6歳(義務教育就学後)以上70歳未満</td><td>3割</td></tr><tr><td rowspan="2">70歳以上74歳以下</td><td>一般</td><td>2割</td></tr><tr><td>現役並み所得者</td><td>3割</td></tr></table>	区 分		自己負担割合	6歳(義務教育就学前)まで		2割	6歳(義務教育就学後)以上70歳未満		3割	70歳以上74歳以下	一般	2割	現役並み所得者	3割													
区 分		自己負担割合																										
6歳(義務教育就学前)まで		2割																										
6歳(義務教育就学後)以上70歳未満		3割																										
70歳以上74歳以下	一般	2割																										
	現役並み所得者	3割																										
入院時食事療養費	入院時の食事の費用について支給します。ただし、被保険者が負担する標準負担額は1食単位で次のとおりです。 【70歳未満】 <table><tr><th colspan="2">所得区分</th><th>標準負担(1食)</th></tr><tr><td colspan="2">住民税非課税世帯以外</td><td>460円</td></tr><tr><td rowspan="2">住民税非課税世帯</td><td>90日以下</td><td>210円</td></tr><tr><td>91日以上</td><td>160円</td></tr></table> 【70歳以上74歳以下】 <table><tr><th colspan="2">所得区分</th><th>標準負担(1食)</th></tr><tr><td colspan="2">現役並み所得</td><td rowspan="2">460円</td></tr><tr><td colspan="2">一 般</td></tr><tr><td rowspan="2">低所得Ⅱ</td><td>90日以下</td><td>210円</td></tr><tr><td>91日以上</td><td>160円</td></tr><tr><td colspan="2">低所得Ⅰ</td><td>100円</td></tr></table> 〔所得区分〕(「5 保険給付」において共通) *1 住民税非課税:同一世帯の世帯主及び被保険者が住民税非課税の人 *2 現役並み所得:同一世帯に課税所得145万円以上の70歳以上74歳以下の被保険者がいる人 *3 一般:現役並み所得、低所得Ⅱ及び低所得Ⅰ以外の人 *4 低所得Ⅱ:70歳以上74歳以下で、同一世帯の世帯主及び被保険者が住民税非課税の人(低所得Ⅰ以外の人) *5 低所得Ⅰ:70歳以上74歳以下で、同一世帯の世帯主及び被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人	所得区分		標準負担(1食)	住民税非課税世帯以外		460円	住民税非課税世帯	90日以下	210円	91日以上	160円	所得区分		標準負担(1食)	現役並み所得		460円	一 般		低所得Ⅱ	90日以下	210円	91日以上	160円	低所得Ⅰ		100円
所得区分		標準負担(1食)																										
住民税非課税世帯以外		460円																										
住民税非課税世帯	90日以下	210円																										
	91日以上	160円																										
所得区分		標準負担(1食)																										
現役並み所得		460円																										
一 般																												
低所得Ⅱ	90日以下	210円																										
	91日以上	160円																										
低所得Ⅰ		100円																										
療養費	緊急その他やむを得ない理由により、被保険者証を提示できずに治療を受けたとき、後日申請により一部負担金を除いた額を支給します。																											
訪問看護療養費	在宅療養患者に対し、医師の指示による訪問看護ステーション利用料について、一部負担金を除いた額を支給します。																											
移送費	緊急やむを得ない理由で、医師の指示により、移動が困難な重病人を移送した場合の費用の一部を、国保が認めたときに支給します。																											

高額療養費	一部負担金が次に掲げる限度額を超えたとき、その超えた額が支給されます。		
	□ 70歳以上74歳以下の方の患者自己負担限度額(月額)		
	所得区分		外来(個人単位) 外来+入院(世帯単位)
	現役並み所得Ⅲ (課税所得690万円以上)		252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% *(4回目以降 140,100円)
	現役並み所得Ⅱ (課税所得380万円以上)		167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% *(4回目以降 93,000円)
	現役並み所得Ⅰ (課税所得145万円以上)		80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% *(4回目以降 44,400円)
	一般		18,000円 (年間上限144,000円) 57,600円 *(4回目以降 44,400円)
	住民税非課税	低所得Ⅱ	8,000円 24,600円
		低所得Ⅰ	
	*1 同一世帯で過去12か月以内に4回以上の高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額 *2 外来分のみで計算した方が支給額が多くなる場合、入院分は計算対象から除外		
□ 70歳未満の患者自己負担限度額(月額)			
所得区分		1か月の自己負担限度額	
ア (旧ただし書所得901万円超)		252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% *(4回目以降 140,100円)	
イ (旧ただし書所得600万円超 901万円以下)		167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% *(4回目以降 93,000円)	
ウ (旧ただし書所得210万円超 600万円以下)		80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% *(4回目以降 44,400円)	
エ (旧ただし書所得210万円以下)		57,600円 *(4回目以降 44,400円)	
オ (住民税非課税)		35,400円 *(4回目以降 24,600円)	
*1 同一世帯で過去12か月以内に4回以上の高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額 *2 人工透析が必要な慢性腎不全、血友病、HIV感染症の長期高額特定疾患患者の負担限度額は、10,000円(ただし上位所得者の人工透析については自己負担限度額は20,000円) *3 同一世帯で、同一月内に同一医療機関(入院・外来別、医科・歯科別)に対して支払った21,000円以上の一部負担金の合計額が上記限度額を超えたときに支給 *4 70歳以上74歳以下の全ての一部負担金と70歳未満の21,000円以上の一部負担金を合算して限度額を超える額を支給(世帯合算)			
出産育児一時金	1件	500,000円	
葬祭費	1件	70,000円	
結核・精神医療給付費	感染予防医療法第37条の2(一般患者に対する医療)、自立支援医療(精神通院医療)制度などに定める公費医療に関する自己負担金(食事療養費に関するものを除く。)について支給します。 ・ 結核の一般医療(通院) 総医療費の5%(住民税非課税者) ・ 自立支援医療制度通院医療 自己負担10%(住民税非課税世帯)		

高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の両方を利用する世帯の自己負担の軽減を目的として、平成20年4月から「高額介護合算療養費」の制度が始まりました。 この制度では、高額療養費等の支給を受けてもなお残る医療保険と介護保険の1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の自己負担額を合算して下表の限度額を超えた場合、申請により限度額を超えた金額が支給されるものです。		
	□ 合算時の世帯負担限度額表（年額）		
	【70歳未満】		
	所得区分		国民健康保険＋介護保険
	旧ただし書き所得901万円超		212万円
	旧ただし書き所得600万円超901万円以下		141万円
	旧ただし書き所得210万円超600万円以下		67万円
	旧ただし書き所得210万円以下		60万円
	住民税非課税		34万円
	【70歳以上74歳以下】		
	所得区分		国民健康保険＋介護保険
	現役並み所得Ⅲ（課税所得690万円以上）		212万円
	現役並み所得Ⅱ（課税所得380万円以上）		141万円
	現役並み所得Ⅰ（課税所得145万円以上）		67万円
	一般		56万円
	住民税非課税	低所得Ⅱ	31万円
		低所得Ⅰ	19万円
	＊1 自己負担額には、医療保険・介護保険とも保険適用されないものは含まれない ＊2 70歳未満の自己負担額は、医療機関別、医科・歯科別、入院・通院別に21,000円以上のもののみ合算 ＊3 同じ世帯に70歳未満の方と70歳～74歳の方がいる場合は、まず70歳～74歳の方を計算し、なお残る負担額を70歳未満の方の負担額と合算		

(2) 医療費の状況

年度	総医療費	一般	70才以上(再掲)	退職
30	17,332,438,290 (△4.70%)	17,244,600,236 (△4.37%)	5,337,597,117 (0.78%)	87,838,054 (△43.22%)
元	16,960,521,816 (△2.15%)	16,947,116,184 (△1.73%)	5,495,798,038 (2.96%)	13,405,632 (△84.74%)
2	16,109,199,558 (△5.02%)	16,108,283,368 (△4.95%)	5,797,841,379 (5.50%)	916,190 (△93.17%)
3	17,065,924,778 (5.94%)	17,066,052,628 (5.95%)	6,212,417,113 (7.15%)	△ 127,850 (△113.95%)
4	16,801,604,218 (△1.55%)	16,801,604,218 (△1.55%)	5,979,971,642 (△3.74%)	0 (△100.00%)

※()内の数値は対前年伸び率

(3) 一人当たりの医療費の状況

年 度	総 医 療 費	一 般		退 職
			70歳以上（再掲）	
30	324,438円（△0.08%）	323,727円（△0.04%）	646,355円（△2.65%）	570,377円（23.89%）
	53,423人（△4.63%）	53,269人（△4.33%）	8,258人（3.52%）	154人（△54.17%）
元	332,403円（2.46%）	332,303円（2.65%）	643,838円（△0.39%）	536,225円（△5.99%）
	51,024人（△4.49%）	50,999人（△4.26%）	8,536人（3.37%）	25人（△83.77%）
2	331,370円（△0.31%）	331,351円（△0.29%）	641,851円（△0.31%）	0円（皆減）
	48,614人（△4.72%）	48,614人（△4.68%）	9,033人（5.82%）	0人（皆減）
3	364,252円（9.92%）	364,255円（9.93%）	668,577円（4.16%）	0円（0.00%）
	46,852人（△3.62%）	46,852人（△3.62%）	9,292人（2.87%）	0人（0.00%）
4	371,783円（2.07%）	371,783円（2.07%）	684,286円（2.35%）	0円（0.00%）
	45,192人（△3.54%）	45,192人（△3.54%）	8,739人（△5.95%）	0人（0.00%）

※各年度下段の数値は被保険者数（年度平均）

※（ ）内の数値は対前年伸率

(4) 受診率の状況

（単位：％）

年 度	全 体	一 般		退 職
			70歳以上（再掲）	
30	996.63（△0.22%）	996.28（△0.18%）	1,768.67（△2.76%）	1,118.83（△0.18%）
元	1,006.22（0.96%）	1,006.11（0.99%）	1,755.51（△0.74%）	1,224.00（9.40%）
2	914.95（△9.06%）	914.95（△9.06%）	1,580.04（△10.00%）	- -
3	1,007.11（10.07%）	1,007.11（10.07%）	1,670.63（5.73%）	- -
4	1,027.11（1.99%）	1,027.11（1.99%）	1,725.04（3.26%）	- -

※（ ）内の数値は対前年伸率

$$\boxed{\text{受診率}} = \frac{\text{療養給付の診療件数（入院・入院外・歯科分）}}{\text{年間平均被保険者数}} \times 100$$

(5) 高額療養費の状況

年度	件 数 (件)		金 額 (円)	
	一 般	退 職	一 般	退 職
30	27,851	84	1,708,913,830	10,664,075
元	32,054	20	1,760,089,750	1,186,208
2	32,999	4	1,765,053,631	201,312
3	33,083	0	1,860,703,346	0
4	32,750	0	1,812,092,066	0

(6) その他の保険給付の状況

年度	出産育児一時金		葬 祭 費		結核・精神医療給付金	
	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)
30	202	84,840,000	283	19,810,000	15,555	18,121,985
元	200	84,000,000	294	20,580,000	16,166	18,300,277
2	170	71,400,000	270	18,900,000	16,038	18,880,941
3	171	71,820,000	256	17,920,000	16,397	18,682,960
4	148	62,160,000	273	19,110,000	17,054	19,348,234

年度	傷病手当金	
	件 数 (件)	金 額 (円)
2	14	1,095,324
3	31	1,958,221
4	136	5,450,497

※新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合で、その療養のため仕事をすることができず給与等の支給がなかったとき、該当する期間について傷病手当金を支給します。

(7) 不正・不当利得、第三者行為

不正利得・・・ 偽り・その他の不正行為により、本来受けることのできない保険給付又は支払を受けた者に対し、直接、該当者よりその額を徴収します。

不当利得・・・ 社会保険加入・転出等で被保険者資格喪失後、保険給付があった場合は、受診者本人より返還してもらいます。また、未成年であった場合は、世帯主に返還してもらいます。

第三者行為・・・ 交通事故等、第三者の行為が原因の負傷や病気については、第三者（加害者）が損害賠償の責任の度合いに応じて医療費等を負担することが原則ですが、保険給付があった場合、荒川区は被保険者に代わって、その給付の価額の限度において、第三者に損害賠償を請求します。

不正・不当利得、第三者行為の状況（令和４年度）

区 分		調 定 額		徴 収 額		未 収 金 (円)
		件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)	
不正利得	一 般	1	140	1	140	0
	退 職	0	0	0	0	0
	計	1	140	1	140	0
不当利得	一 般	199	17,885,713	166	9,131,405	8,754,308
	退 職	0	0	0	0	0
	計	199	17,885,713	166	9,131,405	8,754,308
第三者行為	一 般	29	11,355,175	29	11,355,175	0
		退 職	0	0	0	0
		計	29	11,355,175	29	11,355,175
	公 害 補 償	一 般	12	682,182	12	682,182
		退 職	0	0	0	0
		計	12	682,182	12	682,182

(8) 一部負担金の減額・免除

災害を受けたときや、事業の倒産等により収入が著しく減少したときなど、一部負担金の支払が一時的に困難になった場合に適用されます。

一部負担金の減額・免除状況

年度	減 額		免 除		合 計	
	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)
30	0	0	0	0	0	0
元	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0

東日本大震災に伴う一部負担金の減額・免除状況

年度	減 額		免 除		合 計	
	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)
30	0	0	77	311,109	77	311,109
元	0	0	75	359,170	75	359,170
2	0	0	46	202,306	46	202,306
3	0	0	55	250,386	55	250,386
4	0	0	106	395,628	106	395,628

6 保健事業

国民健康保険では、被保険者が病気にかからないように、また健康な毎日を過ごすことができるよう、疾病予防のための事業を行っています。

(1) 保養施設の開設（令和4年度）

<日帰り温泉施設>

施設名	利用料金(税込) ※		割引等	所在地
		通常料金	割引後の料金	
浅草ROXまつり湯	大人(中学生以上)	2,750円	1,925円	台東区浅草1-25-15 ROX7F TEL 03-3836-7878
	小人(4歳以上)	1,375円	960円	
東京染井温泉 Sakura	大人(中学生以上)	1,320円	1,100円	豊島区駒込5-4-24 TEL 03-5907-5566
	小人(3歳以上)	770円	割引はありません	
タイムズ スパ・レス タ	一般利用 (11:30～のご利用)	2,850円	2,600円	豊島区東池袋4-25-9 タイムズステーション池袋10～12F TEL 03-5979-8924
横浜みなとみらい 万葉倶楽部	大人(中学生以上)	2,750円	2,530円	神奈川県横浜市中区新港2-7-1 TEL 0570-07-4126
	小学生	1,540円	1,430円	
	3歳以上～未就学児	1,040円	割引はありません	

<指定保養施設>

被保険者の健康の保持増進を図るため、関東近県の温泉旅館等6ヶ所と指定契約をしています。

令和4年度利用者数 61

荒川区国民健康保険指定保養施設利用状況一覧

地区	旅館名	利用者数
山形県	基点	クアハウス基点
群馬県	草津	草津グリーンパークパレス
千葉県	岩井	民宿 忠兵衛
東京都	青梅	おくたま路
長野県	軽井沢	軽井沢ペンションラブラドル
静岡県	蓮台寺	クアハウス石橋旅館
利用者計		61名

(2) 医療費通知

被保険者に対し、健康や予防に関する意識の向上及び医療費の適正化を目的として、年1回、医療費の額を通知しています。

<通知内容>

- ① 受診年月に関する事
- ② 受診者に関する事
- ③ 入院・通院の日数(薬局は回数)に関する事
- ④ 医療費の額に関する事
- ⑤ 入院・通院・歯科・薬局及び柔道整復(接骨)の区別

<通知状況>

通知年月	診療月	通知発送数
令和5年2月	令和3年12月～令和4年11月	33,061

(3) 脳ドック受診費用助成

脳の疾患の発症を未然に防ぐため、脳ドック受診に係る経費の一部を助成しています。
(受診費用の半額を助成。上限2万円)

<助成状況>

年度	件数(件)	助成金額(円)
30	67	1,024,300
元	52	697,100
2	84	1,163,700
3	95	1,332,900
4	248	3,270,800

(4) 糖尿病等重症化予防

被保険者の糖尿病の重症化の予防・遅延を図るため、糖尿病等重症化予防プログラムを実施しています。

糖尿病等重症化予防プログラムでは、約6か月間の保健指導(服薬管理、食事療法、運動療法等)を行っています。
(平成25年度から実施)

<実施状況>

年度	プログラム参加者(人)	プログラム修了者(人)
30	23	19
元	30	22
2	21	21
3	18	18
4	23	22

(5) ジェネリック医薬品利用差額通知

被保険者のうちで、ジェネリック医薬品を利用した場合、一定額以上の薬代の軽減が見込まれる方に、新薬との差額を明記したジェネリック医薬品利用差額通知書を送付しています。

(平成25年度から実施)

<実施状況>

年度	延べ通知者数(人)	送付回数(回)
30	16,430	6
元	16,652	6
2	14,195	6
3	10,667	3
4	6,059	4

7 特定健診・特定保健指導事業

生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を実施することにより、健康寿命の延伸と早世の減少の実現を図り、誰もが健康で安心して暮らせる社会の形成を目指します。

(1) 特定健康診査

① 内容

4月1日現在、国民健康保険に加入している40歳以上の方を対象として、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者とその予備軍の早期発見を重視した特定健康診査を実施しています。

＜令和4年度実施時期＞ 令和4年7月1日～11月30日

② 実施方法

受診希望者は、事前に区から郵送される受診券と保険証を区が健診を委託する荒川区医師会加盟の医療機関に持参し、個別に受診します。

③ 受診率(法定報告値)※令和4年度は速報値

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率
30	30,650	13,715	44.75%
元	29,632	13,251	44.72%
2	29,064	12,681	43.63%
3	28,038	12,748	45.47%
4	28,781	12,038	41.83%

(2) 特定保健指導

① 内容

特定健診の受診結果により保健指導対象者を選定し、個々の健康状態に応じて「動機付け支援」と「積極的支援」に階層化した特定保健指導を実施しています。

＜令和4年度実施時期＞

令和4年11月上旬～令和5年9月末予定

② 実施方法

利用希望者は、区が保健指導を委託する保健指導機関に利用予約の上、事前に区から郵送される利用券と保険証を保健指導機関に持参し、保健指導を利用します。

③ 実施状況(法定報告値)※令和4年度は速報値

【利用率】(注1)

年度		対象者数(人)	利用者数(人)	利用率
30	動機付け支援	1,249	92	7.37%
	積極的支援	461	28	6.07%
元	動機付け支援	1,162	63	5.42%
	積極的支援	444	8	1.80%
2	動機付け支援	1,207	102	8.45%
	積極的支援	443	33	7.45%
3	動機付け支援	1,121	0	0.00%
	積極的支援	448	0	0.00%
4	動機付け支援	918	49	5.34%
	積極的支援	384	21	5.47%

(注1) 保健指導対象者のうち各支援を利用した方の割合

【実施率】(注2)

年度	対象者数(人)	終了者数(人)	実施率
30	1,710	67	3.92%
元	1,606	95	5.92%
2	1,650	97	5.88%
3	1,569	41	2.61%
4	1,302	—	—

(注2) 保健指導対象者のうち最後まで参加した方(終了者)の割合

* 40歳以上で、4月2日から健診受診期限までの間の加入者を対象とする特定健診・特定保健指導に準じた健診・保健指導を同時実施しています。

* 保健指導の終了評価は、初回面談実施時から6か月後に行うこととなっています。

(令和3年度からは、3か月後)

8 経理

(1) 国民健康保険事業特別会計の決算（令和4年度）

【歳入】

（単位：円、％）

科 目	予算現額	収入済額	比較増減額	構成比
1 国民健康保険料	4,723,161,000	5,271,744,311	548,583,311	23.0
2 一部負担金	4,000	0	△ 4,000	0.0
3 使用料及び手数料	120,000	129,300	9,300	0.0
4 国庫支出金	1,000	92,000	91,000	0.0
5 都支出金	14,723,704,000	14,649,886,931	△ 73,817,069	63.9
6 繰入金	3,556,306,000	2,591,674,828	△ 964,631,172	11.3
7 繰越金	380,755,000	380,755,550	550	1.7
8 諸収入	40,703,000	25,465,014	△ 15,237,986	0.1
合 計	23,424,754,000	22,919,747,934	△ 505,006,066	100.0

【歳出】

（単位：円、％）

科 目	予算現額	支出済額	不用額	構成比
1 総務費	664,662,000	613,951,255	50,710,745	2.7
2 保険給付費	14,752,316,000	14,296,274,054	456,041,946	63.0
3 国民健康保険事業費納付金	7,083,176,000	7,083,173,466	2,534	31.2
4 財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	0.0
5 共同事業拠出金	3,000	407	2,593	0.0
6 保健事業費	30,419,000	24,335,024	6,083,976	0.1
7 特定健診・特定保健指導事業費	226,941,000	207,923,413	19,017,587	0.9
8 諸支出金	486,502,000	475,589,615	10,912,385	2.1
9 予備費	180,734,000	0	180,734,000	0.0
合 計	23,424,754,000	22,701,247,234	723,506,766	100.00

【令和5年度への繰越金】

218,500,700 円

(2) 国民健康保険事業特別会計決算額の推移

(単位:円)

年度	歳入決算額	歳出決算額	差引繰越額
30	23,930,883,239	23,658,951,059	271,932,180
元	22,866,384,607	22,653,194,773	213,189,834
2	22,444,368,612	22,028,325,265	416,043,347
3	23,012,053,296	22,631,297,746	380,755,550
4	22,919,747,934	22,701,247,234	218,500,700

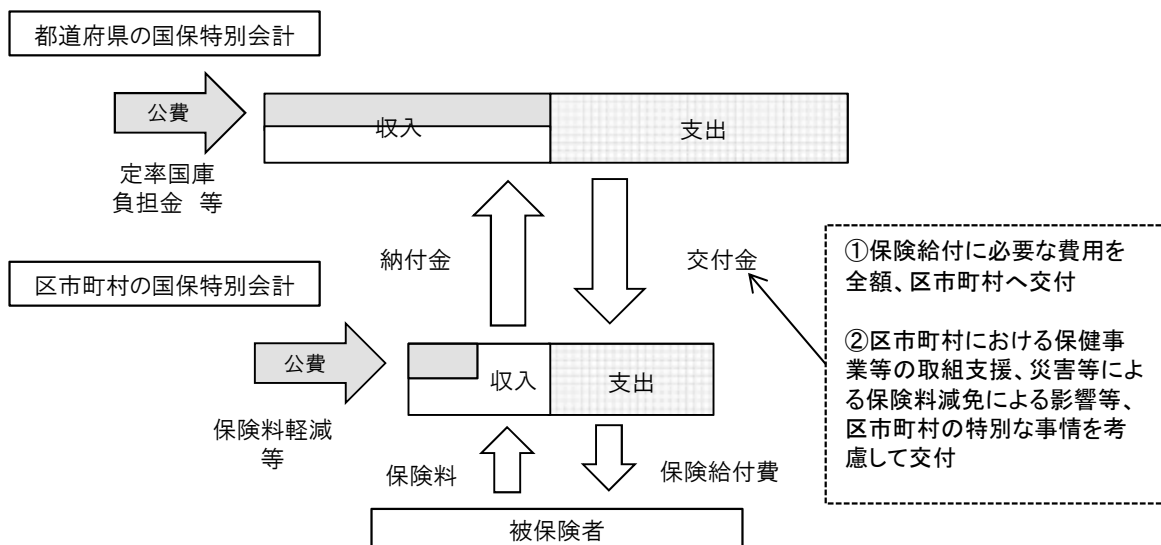
(3) 国民健康保険事業特別会計の財政運営等

① 平成30年度以降の国保財政のしくみ

～三位一体改革関連法案の施行に伴う区市町村国保に係る財政の枠組み～

○ 財政安定化支援事業	○ 国財政調整交付金 (9%)
○ 保険料等 〔 特別高額医療費共同事業 高額医療費負担金 〕 〔 保険者努力支援制度 〕	○ 療養給付費等負担金 (定率国庫負担) (32%)
○ 未就学児均等割 保険料軽減制度 国 (1/2) 都 (1/4) 区市町村 (1/4)	
○ 保険者支援制度 国 (1/2) 都 (1/4) 区市町村 (1/4)	
○ 保険基盤安定事業 都 (3/4) 区市町村 (1/4)	○ 都繰入金 (9%)
50%	50%

② 都道府県国保特別会計と区市町村国保特別会計の関係



< 歳 出 >

【 国民健康保険事業費納付金 】

➤ 国民健康保険事業費納付金

平成30年度国保制度改正に伴い、区市町村に加えて新たに東京都が国保財政運営の責任主体となりました。都は、区市町村の医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等を全額支払う役割を担い、その財源として、国や都の法定の公費負担等を充てるほか、区市町村の医療費水準や被保険者の所得水準により区市町村ごとの納付金額を都が算定し、合わせて納付金を納めるための標準保険料率を示すことになりました。

各区市町村は、都から示された標準保険料率を参考にして保険料率を決定します。また、収納した保険料等を財源として、事業費納付金を都に納付します。

※ 平成30年度以降も、荒川区では、特別区統一標準保険料率を採用

< 歳 入 >

【 都支出金 】

平成30年度国保制度改正に伴い、区市町村で保険給付等に必要な費用の全額が東京都から区市町村に保険給付費等交付金として交付されることになりました(普通交付金)。また、各区市町村の特殊な事情等に応じて活用される分が交付されます(特別交付金)。

➤ 保険給付費等交付金(普通交付金)

保険給付等の実績に応じて、費用の全額が東京都から区市町村へ交付されます。普通交付金は現物給付分、現金給付分、審査支払手数料等の合計額となります。

➤ 保険給付費等交付金(特別交付金)

区市町村における保健事業の支援や、災害等による保険料の減免額等が多額である等、各区市町村の特別な事情がある場合に、その事情を考慮して交付されるもので、以下の4項目に分類されます。

① 特別調整交付金

国の特別調整交付金のうち、各区市町村分の交付金が交付されます。

② 都繰入金2号分

都道府県繰入金のうち、個別の区市町村の事情に応じた交付金が交付されます。

③ 保険者努力支援制度交付金

都道府県・区市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等の取組状況に応じて交付される制度です。区には、区での取組状況等に応じた支援分が交付されます。

④ 特定健康診査等負担金分

平成20年4月から、保険者はメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査の実施と、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある方に対する特定保健指導の実施が義務付けられました。

この特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1に相当する額を、国、都及び区で負担することとなっており、国及び都分が合算されて区に交付されます。

【 国庫支出金 】

平成30年度国保制度改正に伴い、財政調整交付等の国庫支出金は、一旦東京都に交付され、都が調整等を行った後、保険給付費等交付金として区に交付されることとなりました。

現在、国庫支出金として国から区に直接交付されているものとしては、災害臨時特例補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金等があります。

【 繰入金 】

国民健康保健事業特別会計の歳入は、保険料、都道府県支出金及び法令に基づく一般会計からの繰入金(法定内繰入)によることを原則としています。

ただし、特別区においては、国保制度改革に伴う独自の激変緩和措置の実施による収入不足分をはじめとする財源不足額を、一般会計からの繰入れ(法定外繰入)で補填しています。

なお、これら繰入金のうち区負担分は、原則として特別区財政調整交付金の算定において需要算入されています。

➤ 保険基盤安定負担金繰入金

① 保険料軽減分

低所得者に対する保険料軽減相当額については、都が4分の3、区が4分の1を負担することになっています(国民健康保険法第72条の3)。この都・区の負担部分を一般会計から繰入れるものです。

② 保険者支援分

保険料軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険料収納額の一定割合を国が2分の1、都が4分の1、区が4分の1を負担することになっています(国民健康保険法附則第24条)。この国・都・区の負担部分を一般会計から繰入れるものです。

➤ 未就学児均等割保険料繰入金

未就学児の均等割保険料を5割減額する分について、国が1/2、都と区が1/4ずつ負担することになっています(国民健康保険法第72条の3の2)。この国・都・区の負担部分を一般会計から繰入れるものです。

➤ 出産育児一時金等繰入金

出産育児一時金に係る経費を一般会計から繰入れるものです。繰入れの対象となる経費は、出産育児一時金支給基準額(令和5年4月1日現在:50万円)の3分の2に相当する額です。

➤ その他繰入金

保険料軽減による収入不足分、保健事業等に係る経費を一般会計から繰入れるものです。

9 国保のあゆみ

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
昭和 33. 12	国民健康保険制度 （世帯主・家族5割給付）				
34. 12		特別区において国民健康保険発足 （世帯主7割・家族5割給付）	均等割 600円 所得割 95/100 限度額 50,000円	1,500円	2,500円
36. 4	国民皆保険達成				
37. 12		助産費改定		2,000円	
38. 4		結核予防法34・35条、精神衛生法 29条適用の医療の無料化実施	38年度のみ 均等割 500円		
10	世帯主 7割給付実施 保険料減額賦課制度新設				
12		保険料減額賦課実施(38.4 適用)			
39. 4		助産費、葬祭費改定		3,000円	3,000円
40. 1		家族 7割給付実施			
41. 4		保険料所得割額の賦課基準を区民税額 から住民税額（区＋都）に変更			
10		保険料所得割改定	所得割 112/100		
42. 4	永住許可の大韓民国人と外国人 世帯の日本人の国保適用	（左に同じ）			
11	住民基本台帳法制度（資格の得喪 に関する規定の改正）				
43. 1	家族 7割給付達成				
4		育児手当金新設(2,000円)			
44. 8		精神衛生法32条適用の医療の無料化 実施			
9		助産費改定		10,000円	
12		都の老人医療無料化実施（70歳以上）			
45. 4		葬祭費改定			5,000円
48. 1	国の老人医療無料化実施 （70歳以上）	外国人（外国人登録）の国保適用			
7		都の老人医療無料化適用年齢の拡大 （65歳以上）			
12		高額療養費支給制度新設(30,000以上)			
49. 4		助産費、葬祭費改定		20,000円	10,000円
10		保険料（所得割）特別減免制度実施 保険料限度額改定	限度額 80,000円		
50. 10	高額療養費法定給付実施 （30,000円以上）				
51. 4		保険料、助産費改定	均等割 2,400円 限度額 120,000円	40,000円	
8	高額療養費限度額改定 （39,000円以上）	（左に同じ）			
10		保険料（均等割）特別減免制度実施 （51. 4から適用）			

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
53. 4		保険料、助産費、葬祭費改定	均等割 4,800円 限度額 120,000円	60,000円	20,000円
6		高額療養費等資金貸付制度発足 （荒川区福祉課援護係が担当）			
55. 4		保険料改定(算定に医療費対応方式採用) 助産費、葬祭費改定	均等割 6,000円 所得割 122/100 限度額 220,000円	80,000円	30,000円
56. 4		保険料改定	均等割 8,400円 所得割 118/100 限度額 240,000円		
57. 3		医療費通知制度実施			
4		当該年度住民税額賦課方式の採用 保険料、助産費改定	均等割 9,000円 所得割 107/100 限度額 260,000円	100,000円	
9	高額療養費限度額改定 （45,000円以上・70歳以上と 非課税世帯は据置）	（左に同じ）			
58. 1	高額療養費限度額改定 （51,000円以上・70歳以上と 非課税世帯は据置）	（左に同じ）			
2	老人保健法施行(70歳以上と65歳 以上70歳未満のねたきり老人) 一部負担金 ・外来 1日につき400円 ・入院 1日につき300円 （ただし、2ヶ月まで）	（左に同じ）			
59. 4		保険料限度額改定	限度額 280,000円		
10	退職者医療制度発足 本人 8割給付 家族 入院 8割給付 通院 7割給付 高額療養費支給制度改正 ・限度額 51,000円措置 （非課税世帯のみ30,000円） ・12ヶ月間に4回以上の支給を 受ける場合、4回目から30,000 円（非課税世帯21,000円）	（左に同じ）			
60. 4		保険料限度額改定	限度額 310,000円		
61. 4		保険料（均等割、限度額）、 助産費葬祭費改定	均等割 12,000円 限度額 350,000円	130,000円	50,000円
5	高額療養費限度額改定 （54,000円以上、非課税世帯は 据置）	（左に同じ） 運営協議会に、被用者保険等保険者 代表委員が加わる。（2名）			
62. 1	老健法 一部負担金改定 ・外来 1月につき800円 ・入院 1月につき400円 （ただし、非課税世帯で老健福祉 年金受給者は2ヶ月を限度として1 日につき300円） 老健法、加入者按分率の引き上げ 44.7%→80%	（左に同じ）			
4		保険料限度額改定	限度額 370,000円		

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
63. 4		保険料限度額改定	限度額 390,000円		
6	保険基盤安定制度・高医療費指定市町村制度の創設				
平成 元. 4		保険料（均等割、限度額）改定	均等割 14,400円 限度額 400,000円		
6	高額療養費限度額改定 ・ 限度額 57,000円 （非課税世帯 31,800円） ・ 12ヶ月間に4回以上の支給を受ける場合、4回目から33,000円（非課税世帯22,200円）	（左に同じ）			
2. 4	老健法、加入者按分率 100%に	保険料限度額改定	限度額 420,000円		
3. 5	高額療養費限度額改定 ・ 限度額 60,000円 （非課税世帯 33,600円） ・ 12ヶ月間に4回以上の支給を受ける場合、4回目から34,800円（非課税世帯23,400円）	（左に同じ）			
4. 1	老健法 一部負担金改定 ・ 外来 1月につき900円 ・ 入院 1月につき600円	（左に同じ）			
4		保険料（均等割、限度額）改定 助産費改定	均等割 16,800円 限度額 440,000円	240,000円	
5. 4	老健法 一部負担金改定 ・ 外来 1月につき1,000円 ・ 入院 1月につき 700円	（左に同じ） 保険料限度額改定	限度額 460,000円		
5	高額療養費限度額改定 ・ 限度額 63,000円 （非課税世帯 35,400円）	（左に同じ）			
6. 4		保険料限度額改定	限度額 500,000円		
7		保険料（均等割・所得割改定 4月実施） （住民税減税により6年度限り）	均等割 15,900円 所得割 133.7/100		
10	入院時食事療養費制度創設 〈標準負担額〉 一般世帯 1日600円 非課税世帯 ・ 90日までの入院 1日450円 ・ 90日を超える入院 1日300円 ・ 老齢福祉年金受給 1日200円 出産育児一時金の創設 （助産費・育児手当金の統合） 付添看護療養費の廃止 （平成7年度末までの経過措置） 訪問看護療養費の創設	（左に同じ）		（出産育児一時金） 300,000円	
7. 4	老健法、一部負担金改定 ・ 外来 1月につき1,010円	（左に同じ） 保険料所得割改定	均等割 16,800円 所得割 119/100		
7	精神医療・結核医療保険優先化実施	結核・精神医療給付金の創設			
8. 4	老健法 一部負担金改定 ・ 外来 1月につき1,020円 ・ 入院 1日につき 710円	（左に同じ）	均等割 19,500円 所得割 155/100 限度額 520,000円		
6	高額療養費限度額改定 限度額 63,000円（課税世帯）	（左に同じ）			

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
8. 10	入院時食事療養費標準負担額改定 一般世帯 1日760円 非課税世帯 ・90日までの入院 1日650円 ・90日を超える入院 1日500円	（左に同じ）			
9. 4		保険料（均等割、所得割）葬祭費改定	均等割 22,500円 所得割 162/100		60,000円
9	一部負担金（外来薬剤）改定 ・内服薬（投薬ごとに） 1日分につき1種類 0円 2～3種類 30円 4～5種類 60円 6種類以上 100円 ・外用薬（投薬ごとに） 1日分につき1種類 50円 2種類 100円 3種類以上 150円 ・頓服薬（投薬ごとに） 1種類につき 10円 老健法 一部負担金改定 ・外来 1回500円（同一保険医療機関等ごとに1月4回を限度） ・入院 1日につき1,000円 ・外来薬剤（上記に同じ）				
10. 4	老健法一部改定 ・入院 1日につき1,100円	保険料（均等割、所得割、限度額）改定 出産育児一時金、葬祭費改定	均等割 26,100円 所得割 187/100 限度額 530,000円	350,000円	70,000円
11. 4	一部負担金（外来薬剤）改定 老健法 一部負担金改定 ・外来 1回530円（同一保険医療機関等ごとに1月4回を限度） ・入院 1日につき1,200円 ・外来薬剤（上記に同じ）				
12. 4	介護保険法施行	特別区国民健康保険事業調整条例廃止 保険料（医療給付費分）改定（所得割） 保険料（介護納付金分）～介護第2号～賦課徴収開始	保険料（医療給付費分） 均等割 26,100円 所得割 194/100 限度額 530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 7,200円 所得割 21/100 限度額 70,000円		
13. 1	高額療養費限度額変更 入院時食事療養費標準負担額改定 海外療養費の創設 住所地特例 老健法 一部負担金改定 ・入院一部負担金 医療費の1割 ・入院時食事療養費標準負担額改定 ・外来薬剤一部負担金 廃止 ・老人訪問看護療養費 定率負担 定額負担 ・高額医療費				

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
13. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 27,300円 所得割 194/100 限度額 530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 8,100円 所得割 25/100 限度額 70,000円		
11		荒川区国民健康保険出産費資金貸付条例施行			
14. 4	老健法 一部負担金改正 ※外来一部負担金 ・ 病院 医療費の1割 ・ 診療所 医療費の1割 または1日850円 ・ 老人訪問介護療養費 定率負担、定額負担		保険料（医療給付費分） 均等割 27,300円 所得割 194/100 限度額 530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 7,800円 所得割 25/100 限度額 70,000円		
14. 10	一部負担金割合の改正 ・ 70歳以上 医療費の1割 （一定以上所得者は2割） ・ 3歳未満 医療費の2割 高齢受給者証の交付 70歳以上に「高齢受給者証」 高額療養費の自己負担額変更 老人保険制度の対象年齢引き上げ （75歳以上）経過措置有り ・ 一部負担金割合の改正 ・ 高額医療費の自己負担限度額 変更				
15. 4	国民健康保険法・施行令改正 退職被保険者等一部負担金改定 ・ 3歳未満 2割 ・ 3歳以上70歳未満 3割 ・ 70歳以上75歳未満 一定以上所得者 2割 その他 1割 外来薬剤一部負担金の廃止 70歳未満高額療養費自己負担限度 額見直し 結核・精神医療給付金の見直し （非課税者のみを対象）	被保険者証の個人カード化	保険料（医療給付費分） 均等割 29,400円 所得割 204/100 限度額 530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 9,000円 所得割 31/100 限度額 70,000円		
15. 6		保険料暫定賦課廃止に伴う保険料納付回数の変更（12回→10回）			
16. 4	医療費改定 薬価基準 1.0% 引下げ		保険料（医療給付費分） 均等割 30,200円 所得割 208/100 限度額 530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 10,800円 所得割 40/100 限度額 80,000円		

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
17. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 32,100円 所得割 208/100 限度額 530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 12,000円 所得割 50/100 限度額 80,000円		
18. 4	診療報酬の改定 3.16% 引下げ 保険財政共同安定化事業		保険料（医療給付費分） 均等割 33,300円 所得割 182/100 限度額 530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 12,000円 所得割 46/100 限度額 80,000円		
18. 10	退職被保険者等一部負担金改定 ・ 70歳以上75歳未満 一定以上所得者 3割				
19. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 35,100円 所得割 124/100 限度額 530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 12,000円 所得割 32/100 限度額 90,000円		
20. 4	後期高齢者医療制度開始 特定健診・特定保健指導開始 高額医療・高額介護合算制度創設		保険料（医療給付費分） 均等割 28,800円 所得割 90/100 限度額 470,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 8,100円 所得割 27/100 限度額 120,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 11,100円 所得割 25/100 限度額 90,000円	380,000円 (21.1より)	
21. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 27,600円 所得割 68/100 限度額 470,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 9,600円 所得割 26/100 限度額 120,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 11,100円 所得割 22/100 限度額 100,000円	420,000円 (21.10より)	
10	出産一時金等の医療機関等への 直接支払制度開始				

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
22. 4	診療報酬の改定 0.19%引上げ ・診療報酬本体改定 1.55%引上げ ・薬価等改定 1.36%引下げ		保険料（医療給付費分） 均等割 31,200円 所得割 80/100 限度額 500,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 8,700円 所得割 23/100 限度額 130,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 12,000円 所得割 22/100 限度額 100,000円		
23. 3	東日本大震災被災者への措置 ・保険料の減免 ・医療費の一部負担金等の免除				
23. 4	保険料賦課方式の変更 ・住民税方式→旧ただし書き方式 70歳以上75歳未満の負担金（2割）23年度1割据え置き ※現役並み所得者は3割負担 出産育児一時金（420,000円）恒久措置へ		保険料（医療給付費分） 均等割 31,200円 所得割 6.13% 限度額 510,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 8,700円 所得割 1.96% 限度額 140,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 12,000円 所得割 1.44% 限度額 120,000円		
24. 4	70歳以上75歳未満の負担金（2割）24年度1割据え置き ※現役並み所得者は3割負担		保険料（医療給付費分） 均等割 30,000円 所得割 6.28% 限度額 510,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 10,200円 所得割 2.23% 限度額 140,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 14,100円 所得割 1.67% 限度額 120,000円		

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
25. 4	70歳以上75歳未満の負担金（2割）25年度1割据え置き ※現役並み所得者は3割負担		保険料（医療給付費分） 均等割 30,600円 所得割 6.02% 限度額 510,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 10,800円 所得割 2.34% 限度額 140,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 15,000円 所得割 1.82% 限度額 120,000円		
26. 4	70歳以上75歳未満の負担金（2割）に変更 ※平成26年4月1日までに70歳以上になっている人は1割負担に据え置き ※現役並み所得者は3割負担		保険料（医療給付費分） 均等割 32,400円 所得割 6.30% 限度額 510,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 10,800円 所得割 2.17% 限度額 160,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 15,300円 所得割 1.85% 限度額 140,000円		
26. 8	高額療養費・高額介護合算療養費70歳未満限度額変更				
27. 1	高額療養費70歳未満限度額変更				
27. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 33,900円 所得割 6.45% 限度額 520,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 10,800円 所得割 1.98% 限度額 170,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 14,700円 所得割 1.65% 限度額 160,000円		
27. 5	医療保険制度改革関連法の成立				

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
28. 4	入院時食事療養費標準負担額改定		保険料（医療給付費分） 均等割 35,400円 所得割 6.86% 限度額 540,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 10,800円 所得割 2.02% 限度額 190,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 14,700円 所得割 1.61% 限度額 160,000円		
29. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 38,400円 所得割 7.47% 限度額 540,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 11,100円 所得割 1.96% 限度額 190,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 15,600円 所得割 1.57% 限度額 160,000円		
29. 8	70歳以上75歳未満の高額療養費自己負担額改定				
29. 10	入院時生活療養費改定				
30. 4	国民健康保険制度改革の実施 入院時生活療養費改定		保険料（医療給付費分） 均等割 39,000円 所得割 7.32% 限度額 580,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 12,000円 所得割 2.22% 限度額 190,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 15,600円 所得割 1.59% 限度額 160,000円		
30. 8	70歳以上75歳未満の高額療養費自己負担額改定				

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
31. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 39,900円 所得割 7.25% 限度額 610,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 12,300円 所得割 2.24% 限度額 190,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 15,600円 所得割 1.50% 限度額 160,000円		
令和 2. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 39,900円 所得割 7.14% 限度額 630,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 12,900円 所得割 2.29% 限度額 190,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 15,600円 所得割 1.63% 限度額 170,000円		
2. 6	新型コロナウイルス感染症の影響 への措置 ・保険料の減免 ・傷病手当金の支給				
3. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 38,800円 所得割 7.13% 限度額 630,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 13,200円 所得割 2.41% 限度額 190,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 17,000円 所得割 1.98% 限度額 170,000円		
4. 4	未就学児均等割保険料2分の1軽減開始		保険料（医療給付費分） 均等割 42,100円 所得割 7.16% 限度額 650,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 13,200円 所得割 2.28% 限度額 200,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 16,600円 所得割 1.91% 限度額 170,000円		

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金 （助産費）	葬祭費
5. 4		国民健康保険出産費資金貸付制度の廃止 高額療養費支払費用貸付制度の廃止	保険料（医療給付費分） 均等割 45,000円 所得割 7.17% 限度額 650,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 15,100円 所得割 2.42% 限度額 220,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 16,200円 所得割 1.87% 限度額 170,000円	500,000円 （5.4より）	

（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 8

事業開始年月日	年 月 日
---------	-------

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	420,000円	70,000円	999,999,999,999円	0円	999,999,999,999円

		本年度末現在	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世帯数		32,353				
被保険者数	総数	43,696	957	13,684	7,334	902
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	43,696	957	13,684	7,334	902

		年度平均	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世帯数		33,229				
被保険者数	総数	45,192	925	14,386	7,815	924
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	45,192	925	14,386	7,815	924

	本年度末現在	年度平均		年度平均
介護保険第2号被保険者数	15,332	15,713	標準負担額の減額状況	1,161
介護保険第2号世帯数	13,435	13,753		
	本年度末現在	年度平均		本 年 度 中
特 定 世 帯 数	0	0	世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	60
特 定 継 続 世 帯 数	0	0		

被保険者 増減内訳	本年度中増	転 入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	そ の 他	計
		6,344	4,090	5,651	114	130	0	287	12,526
	本年度中減	転 出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	そ の 他	計
		3,913	1,538	6,140	239	316	2,110	1,314	14,032

本年度末現在 事務職員数	専 任	兼 任	計	一部負担割合	法定割合	そ の 他
	43	0	43		1	0

備 考		作成者 氏 名	
-----	--	------------	--

様式 1 4 （市町村） 国民健康保険事業状況報告書（事業年報） B 表（ 1 ）（市町村）

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

〔 1 〕 収入状況及び支出状況

都 道 府 県 名	東京都			
保 険 者 名	荒川区			
都道府県・保険者番号	1	3	－	0 1 8

収 入					支 出				
科 目		収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科 目		支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分
保 険 料 △税 ▽	一 般 被 保 険 者 分	医療給付費分	3,670,355,539		保 險 給 付 費	総 務 費	613,951,255		
	退 職 被 保 険 者 分	後期高齢者支援金分	1,139,873,888	1,139,873,888		療 養 給 付 費	12,134,761,612		
		介護納付金分	461,288,116	461,288,116		療 養 費	178,030,887		
		一般被保険者分計	5,271,517,543	1,139,873,888		小 計	12,312,792,499		
		医療給付費分	142,353			高額療養費	1,814,267,780		
		後期高齢者支援金分	44,122	44,122		高額介護合算療養費	3,097,421		
		介護納付金分	40,293	40,293		移 送 費	0		
		退職被保険者等分計	226,768	44,122		出産育児諸費	63,286,643		
		計	5,271,744,311	1,139,918,010		葬 祭 諸 費	19,110,000		
						育 児 諸 費	0		
都 道 府 県 支 出 金 △特別交付金 ▽	国 庫 支 出 金	92,000			事 業 費	そ の 他	24,869,056		
	保 険 給 付 費 等	保険給付費等交付金（普通交付金）	14,309,308,532			一般被保険者分計	14,237,423,399		
		保険者努力支援分	80,334,000			療 養 給 付 費	0		
		特別調整交付金分	80,145,000			療 養 費	0		
		都道府県繰入金（2号分）	131,258,000			小 計	0		
		特定健康診査等負担金	48,848,000			高額療養費	0		
		保険給付費等交付金（特別交付金）計	340,585,000			高額介護合算療養費	0		
		財政安定化基金交付金	0			移 送 費	0		
		そ の 他	0			退職被保険者等分計	0		
		計	14,649,893,532			審査支払手数料	58,850,655		
						計	14,296,274,054		
一 般 会 計 繰 入 金	連 合 会 支 出 金	0			事 業 費 納 付 金	医 療 給 付 費 分	一般被保険者分	5,012,883,890	
	保 険 基 盤 安 定（保険料（税）軽減分）	保険基盤安定（保険料（税）軽減分）	748,404,350	162,371,880		支 援 金 等 分	退職被保険者等分	0	
		保険基盤安定（保険者支援分）	440,360,682	96,802,533			医療給付費分計	5,012,883,890	
		未就学児均等割保険料（税）	18,798,796	44,487,230			一般被保険者分	1,432,799,886	1,432,799,886
		職員給与費等	611,085,000				退職被保険者等分	0	0
		出産育児一時金等	42,191,000				後期高齢者支援金等分計	1,432,799,886	1,432,799,886
		財政安定化支援事業	0				介護納付金分	637,489,690	637,489,690
		そ の 他	730,835,000				計	7,083,173,466	1,432,799,886 637,489,690
		計	2,591,674,828	303,661,643			財政安定化基金拠出金	0	
	直 診 勘 定 繰 入 金	0			保 健 事 業 費	保 健 事 業 費	保 健 事 業 費	24,335,024	
	そ の 他 の 収 入	25,587,713					特定健康診査等事業費	207,923,413	
							健康管理センター事業費	0	
基 金 繰 入 金 C							計	232,258,437	
	繰 越 金 D	380,755,550				保 險 給 付 費 等 交 付 金 償 還 金	保険給付費等交付金償還金	393,533,140	
	市 町 村 債 E	0					直 診 勘 定 繰 出 金	0	
	うち財政安定化基金貸付金	0					そ の 他 の 支 出	82,056,882	0 0
	収 入 合 計 (A+C+D+E)	22,919,747,934					小 計 (単年度支出) B	22,701,247,234	1,432,799,886 637,489,690
						保 健 事 業 費	単 年 度 収 支 差 (A-B)	-162,254,850	10,779,767 -71,788,423
							基金積立金 F	0	
							前年度繰上充用金 G	0	
							公 債 費 H	0	
							うち財政安定化基金償還金	0	
							支 出 合 計 (B+F+G+H)	22,701,247,234	
							収支差引残(収入合計-支出合計)	218,500,700	
							うち次年度への繰越金 I	218,500,700	
							うち基金積立金 J	0	

〔 2 〕 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額（前年度末）	K	0	市 町 村 債 残 高	0
基金繰入金	C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金	F	0		
収支差引残のうち基金積立金	J	0		
その他増加額	L	0		
その他減少額	M	0		
基金保有額（K-C+F+J+L-M）		0		

〔 3 〕 資産・負債等の状況（年度末現在）

資 産			負 債 及 び 純 資 産		
科 目	金額（円）		科 目	金額（円）	
基金保有額	a	0	繰上充用金（当年度赤字額）	e	0
次年度への繰越金	b	218,500,700	市 町 村 債 残 高	f	0
貸付金等	c	0	うち財政安定化基金貸付金残高		0
その他の資産	d	0	そ の 他 の 負 債	g	0
資産合計（a+b+c+d）		218,500,700	負 債 合 計（e+f+g）		0
			純 資 産（資産合計 - 負債合計）		218,500,700

備考		作成者氏名	
----	--	-------	--

様式 1 4 （市町村） （つづき）

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（１）（続）（市町村）
（令和4年度）

都道府県名	東京都
保 険 者 名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 8

○経理状況

2. 保険料（税）収納状況（一般被保険者分）（円）

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保 險 料 (税)	現 年 分	5,378,900,599	4,933,178,857	18,677,436	16,233,565	429,488,177	11,288,229
	滞納繰越分	1,001,429,730	318,896,531	764,719	277,155,977	405,377,222	19,634,159
	計	6,380,330,329	5,252,075,388	19,442,155	293,389,542	834,865,399	30,922,388

3. 保険給付費等支払状況（円）

			支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
一般被保険者分費V	療養給付費	計	12,107,060,893	12,134,761,612	26,389,627	1,311,092	0
		現年度分(再掲)	12,107,060,893	12,134,761,612	26,389,627	1,311,092	0
	療 養 費	計	177,976,136	178,030,887	54,751	0	0
		現年度分(再掲)	177,976,136	178,030,887	54,751	0	0
	高 額 療 養 費		1,812,092,066	1,814,267,780	2,085,114	90,600	0
	高額介護合算療養費		3,097,421	3,097,421	0	0	0
	移 送 費		0	0	0	0	0
	その他の保険給付費		106,068,731	107,265,699	1,314,541	15,784	133,357

4. 市町村標準保険料（税）率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
8.53	0.00	50,244	0

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.53	0.00	14,456	0

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.48	0.00	17,983	0

5. 備考

収 納 率			
現 年 分	滞納繰越分	計	
91.91 %	32.48 %	82.72 %	
備 考			作成者 氏 名

様式 1 4 - 2

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）

（令和4年度）

都 道 府 県 名	東京都
保 険 者 名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 8

4．保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均	①	（2）
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課 []

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料 (税)	(1)	(2)	③	(4)		保険料 (税)	回
	料	税	賦課方式	4 方式	3 方式	2 方式	その他		徴収回数	10
保険料 (税) 算定額	保険料 (税) 軽減額 (低所得者分)	保険料 (税) 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料 (税) 調定額		
千円 4, 951, 332	千円 517, 868	千円 14, 312	千円 18, 880	千円 0	千円 486, 572	1 増・②減	千円 186, 882	千円 3, 726, 818		
保険料 (税) 算定額内訳					料 (税) 率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 3, 023, 447	千円 0	千円 1, 927, 885	千円 0	%	%	円	円			
7. 16	0. 00	42, 100	0							
61. 06 %	0. 00 %	38. 94 %	0. 00 %							
課税対象額		課税対象	保険料 (税) 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料 (税) 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数								
千円 42, 226, 918	千円 0	33, 272	16, 326	1, 063	169	0	938	45, 793	千円 650	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③その他			

備		作成者	
考		氏 名	

様式 1 4 - 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）
（令和4年度）

都道府県名	東京都
保 険 者 名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 8

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	（2） 不均一賦課 []
----------------	-----------	----------------------

保険料 の別 保険税	① 料	(2) 税	保険料 (税) 賦課方式	(1) 4 方式	(2) 3 方式	③ 2 方式	(4) その他		保険料 (税) 徴収回数	回 10
保険料 (税) 算定額	保険料 (税) 軽減額 (低所得者分)	保険料 (税) 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料 (税) 調定額		
千円 1, 567, 242	千円 162, 372	千円 4, 487	千円 5, 971	千円 0	千円 160, 555	1 増・②減	千円 77, 422	千円 1, 156, 435		
保険料 (税) 算定額内訳					料 (税) 率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 962, 774	千円 0	千円 604, 468	千円 0	2. 28	%	%	円 13, 200	円 0		
61. 43 %	0. 00 %	38. 57 %	0. 00 %							
課税対象額		課税対象	保険料 (税) 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料 (税) 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数								
千円 42, 226, 918	千円 0	33, 272	16, 326	1, 063	169	0	986	45, 793	千円 200	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③その他			

備		作成者	
考		氏 名	

様式 1 4 - 4 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（4）
（令和4年度）

都道府県名	東京都
保 険 者 名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 8

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	----------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料 (税)	(1)	(2)	③	(4)		保険料 (税)	回
	料	税	賦課方式	4 方式	3 方式	2 方式	その他		徴収回数	10
保険料 (税) 算定額	保険料 (税) 軽減額 (低所得者分)	保険料 (税) 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料 (税) 調定額		
千円 629, 797	千円 68, 165	千円 0	千円 2, 565	千円 0	千円 61, 736	1 増 - ② 減	千円 28, 870	千円 468, 461		
保険料 (税) 算定額内訳					料 (税) 率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 362, 620	千円 0	千円 267, 177	千円 0	%	%	円	円			
57. 58 %	0. 00 %	42. 42 %	0. 00 %					1. 91	0. 00	16, 600
課税対象額		課税対象	保険料 (税) 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料 (税) 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数								
千円 18, 985, 335	千円 0	14, 051	6, 383	0	80	0	496	16, 095	千円 170	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③その他			

備		作成者	
考		氏 名	

様式 15

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）

（令和4年度）

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

（1）全体

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 8

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	723,985	16,556,540,271	12,107,023,193	3,828,891,048	620,626,030
食事療養・生活療養（再掲）	7,661	199,667,818	105,187,360	90,231,498	4,248,960
食事療養・生活療養	10		37,700	-37,700	0
診療費	940	22,765,642	16,029,523	1,419,909	5,316,210
補装具	367	15,473,459	11,343,040	2,977,863	1,152,556
柔道整復師	18,652	152,700,705	110,865,424	40,405,103	1,430,178
アンマ・マッサージ	1,022	35,594,424	26,117,741	9,047,451	429,232
ハリ・キョウ	1,335	18,514,901	13,610,037	4,771,622	133,242
その他	1	14,816	10,371	4,445	0
小計	22,317	245,063,947	177,976,136	58,626,393	8,461,418
海外療養費（再掲）	30	4,940,850	3,468,540	1,472,310	0
移送費	0	0	0	0	0
計	746,312	16,801,604,218	12,285,037,029	3,887,479,741	629,087,448

（2）前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	365,840	8,908,482,828	6,741,944,745	2,008,021,622	158,516,461
食事療養・生活療養（再掲）	4,204	105,579,362	51,886,950	52,008,302	1,684,110
食事療養・生活療養	2		5,100	-5,100	0
療養費	9,157	113,519,292	85,845,905	25,637,348	2,036,039
海外療養費（再掲）	7	4,585,280	3,215,604	1,369,676	0
移送費	0	0	0	0	0
計	374,999	9,022,002,120	6,827,795,750	2,033,653,870	160,552,500

（3）70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	211,525	5,344,792,954	4,255,974,314	1,018,336,215	70,482,425
食事療養・生活療養（再掲）	2,573	66,107,208	33,026,066	32,011,082	1,070,060
食事療養・生活療養	2		5,100	-5,100	0
療養費	5,137	63,871,272	51,096,483	11,993,639	781,150
海外療養費（再掲）	4	59,080	47,264	11,816	0
移送費	0	0	0	0	0
計	216,664	5,408,664,226	4,307,075,897	1,030,324,754	71,263,575

（4）70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	25,187	564,075,303	393,443,204	165,297,195	5,334,904
食事療養・生活療養（再掲）	229	3,584,193	1,099,463	2,376,050	108,680
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費	721	7,232,113	5,062,400	2,169,713	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	25,908	571,307,416	398,505,604	167,466,908	5,334,904

（5）未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	16,089	239,411,700	190,614,346	10,354,269	38,443,085
食事療養（再掲）	137	1,801,730	526,370	762,110	513,250
食事療養	0		0	0	0
療養費	56	1,168,996	935,192	-321,840	555,644
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	16,145	240,580,696	191,549,538	10,032,429	38,998,729

備考		作成者氏名	
----	--	-------	--

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 8

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分				他法併用分	合 計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他			
総 数	件 数	1,762	13,443	2,240	3,641	3,032	4,659	3,973	32,750	18,046
	高額療養費（円）	49,809,280	126,729,328	225,955,555	313,426,186	397,915,834	159,115,014	539,140,869	1,812,092,066	1,603,016,705
（再掲） 前期 高齢者分	件 数	915	12,368	871	1,863	1,670	3,880	2,394	23,961	
	高額療養費（円）	21,646,596	104,621,732	89,641,518	147,501,672	218,749,532	120,522,941	291,037,717	993,721,708	
（再掲） 70歳以上 一般分	件 数	347	11,693	151	965	1,124	3,581	1,751	19,612	
	高額療養費（円）	3,998,293	88,940,904	9,249,366	67,494,828	131,887,594	102,322,338	150,973,838	554,867,161	
（再掲） 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	81	131	36	110	53	29	87	527	
	高額療養費（円）	3,101,713	3,439,848	8,682,621	8,414,595	11,936,924	1,841,098	16,132,058	53,548,857	
（再掲） 未就学児分	件 数	0	0	0	0	66	11	46	123	
	高額療養費（円）	0	0	0	0	2,300,403	114,550	6,975,181	9,390,134	
長期高額特定疾病該当者数								200 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数（件）	109
給付額（円）	3,097,421

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件 数（件）	148	273	136	0	17,054	17,611
給付額（円）	62,160,000	19,110,000	5,450,497	0	19,348,234	106,068,731

備 考		作成者 氏 名	
--------	--	------------	--

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 8

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	8,311件	118,812日	5,489,672,631円
	入院外	370,150	579,229	6,568,628,172
	歯科	85,711	146,517	1,149,245,326
	小計	464,172	844,558	13,207,546,129
	調剤	256,412 (	303,562 枚)	2,894,309,024
	食事療養・生活療養	(7,661) (	298,947 回)	199,667,818
	訪問看護	3,401	23,372	255,017,300
	合計	723,985	867,930	16,556,540,271

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	4,510件	63,757日	3,167,709,098円
	入院外	188,414	306,330	3,494,070,726
	歯科	40,682	69,749	535,107,756
	小計	233,606	439,836	7,196,887,580
	調剤	131,004 (	154,438 枚)	1,507,872,466
	食事療養・生活療養	(4,204) (	156,128 回)	105,579,362
	訪問看護	1,230	9,066	98,143,420
	合計	365,840	448,902	8,908,482,828

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	2,770件	39,817日	1,958,338,248円
	入院外	109,002	180,702	2,072,611,276
	歯科	22,750	39,278	305,203,456
	小計	134,522	259,797	4,336,152,980
	調剤	76,247 (	90,549 枚)	879,591,416
	食事療養・生活療養	(2,573) (	97,810 回)	66,107,208
	訪問看護	756	5,876	62,941,350
	合計	211,525	265,673	5,344,792,954

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	247件	2,454日	196,035,750円
	入院外	13,147	19,801	215,798,910
	歯科	2,835	4,640	34,527,270
	小計	16,229	26,895	446,361,930
	調剤	8,922 (	10,220 枚)	112,009,020
	食事療養・生活療養	(229) (	5,294 回)	3,584,193
	訪問看護	36	172	2,120,160
	合計	25,187	27,067	564,075,303

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	183件	1,350日	92,618,250円
	入院外	8,392	12,218	101,662,120
	歯科	1,013	1,299	10,613,790
	小計	9,588	14,867	204,894,160
	調剤	6,466 (	8,502 枚)	29,896,320
	食事療養	(137) (	2,786 回)	1,801,730
	訪問看護	35	233	2,819,490
	合計	16,089	15,100	239,411,700

備考		作成者氏名	
----	--	-------	--

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況
(令和4年度)

○一般状況

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13-018

		本年度末現在	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入		支 出	
科 目		科 目	
収 入 額 (円)		支 出 額 (円)	
保険料(税)	医 療 給 付 費 分	142,353	
保険給付費等交付金(普通交付金)		82	
その他の収入		12,752	
合 計		155,187	
医 療 給 付 費	療 養 給 付 費	0	
	療 養 費	0	
	小 計	0	
	高 額 療 養 費	0	
	高額介護合算療養費	0	
	移 送 費	0	
	計	0	
国民健康保険事業費納付金(医療給付費分)		0	
そ の 他 の 支 出		0	
前 年 度 繰 上 充 用 金		0	
合 計		0	

2. 保険料 (税) 収納状況

(円)

	調定額	収納額	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
現年分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	344,683	226,768	0	20,867	97,048	0
計	344,683	226,768	0	20,867	97,048	0

3. 医療給付支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
療養給付費	計	0	0	0	0	0
	現年度分 (再掲)	0	0	0	0	0
療養費	計	0	0	0	0	0
	現年度分 (再掲)	0	0	0	0	0
高額療養費		0	0	0	0	0
高額介護合算療養費		0	0	0	0	0
移送費		0	0	0	0	0

4. 備考

収納率	現年分	滞納繰越分	計			
	0.00 %	65.79 %	65.79 %			
備考					作成者氏名	

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）
（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13-018

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	----------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1 増 ・ 2 減	千円 0	千円 0	
保険料（税）算定額内訳									
所得割	資産割	均等割	平等割						
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0						
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %						
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 （低所得者分）	保険料（税） 軽減世帯数 （未就学児分）	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	
所得割	資産割								
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0	

備考		作成者 氏 名
----	--	----------------

様式 17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）
（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13-018

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	----------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1 増・ 2 減	千円 0	千円 0	
保険料（税） 算定額内訳									
所得割	資産割	均等割	平等割						
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0						
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %						
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 （低所得者分）	保険料（税） 軽減世帯数 （未就学児分）	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	
所得割	資産割								
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0	

備考		作成者 氏 名
----	--	----------------

退職者医療にかかる医療給付状況
（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 8

○ 保険給付状況
1. 医療給付の状況

（1）全体

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		件	円	円	円	円
		0	0	0	0	0
療養費等	食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
	食事療養	0	0	0	0	0
	診療費	0	0	0	0	0
	補装具	0	0	0	0	0
	柔道整復師	0	0	0	0	0
	アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
	ハリ・キュウ	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
	海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費		0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

（2）未就学児分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		件	円	円	円	円
		0	0	0	0	0
療養費等	食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
	食事療養	0	0	0	0	0
	療養費	0	0	0	0	0
	海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他		
総数	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費（円）	0	0	0	0	0	0	0	0
（再掲） 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	
	高額療養費（円）	0	0	0	0	0	0	0	
長期高額特定疾病該当者数								0 人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件数（件）	0
給付額（円）	0

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 8

4. 療養の給付等内訳

（1）全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	0	0	0	0
	入院外	0	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
調剤		0	(0 枚)	0	0	(0 枚)	0
食事療養		(0)	(0 回)	0	(0)	(0 回)	0
訪問看護		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0

（2）未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
調剤		0	(0 枚)	0
食事療養		(0)	(0 回)	0
訪問看護		0	0	0
合計		0	0	0

備考		作成者氏名	
----	--	-------	--

給 付 別 表 V 表 (1)
(全体)
(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

1. 地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費 用 負 担 区 分				
		費 用 額	保険者負担分	一部負担金		他法負担分
					薬剤一部負担金 (再掲)	
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	505,265	4,018,620	2,897,577	620,915	0	500,128
心障医療 (法制 No. 80)	94,477,148	708,415,380	513,449,180	102,497,144	0	92,469,056
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	5,608,143	112,650,830	78,931,449	7,700,716	0	26,018,665
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	2,026,350	1,469,912	12,082	0	544,356
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	2,631,819	46,122,920	33,994,949	9,048,345	0	3,079,626
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0		0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	5,134,789	180,064,903	126,045,432	5,754,234		48,265,237
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	495,999	299,647,020	212,355,429	18,550,972	0	68,740,619
計	108,853,163	1,352,946,023	969,143,928	144,184,408	0	239,617,687

2. 出産育児一時金

	件 数	金 額
出産育児一時金	0	0

作成者氏名

電話番号：

内線：

給 付 別 表 V 表 (2)
(7 0 歳以上一般分再掲)
(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費 用 負 担 区 分			
		費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	83,756	845,430	676,344	120,226	48,860
心障医療 (法制 No. 80)	21,344,678	175,584,140	140,467,312	22,040,972	13,075,856
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	1,968	758,680	606,944	31,696	120,040
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	514,670	411,736	12,082	90,852
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	1,296,584	17,089,050	13,671,240	3,041,834	375,976
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	433,044	26,025,150	20,820,120	2,222,262	2,982,768
計	23,160,030	220,817,120	176,653,696	27,469,072	16,694,352

作成者氏名

電話番号：

内線：

給 付 別 表 V 表 (3)
(7 0 歳以上現役並み所得者分再掲)
(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費 用 負 担 区 分			
		費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	861, 180	602, 826	20, 858	237, 496
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	90, 920	63, 644	0	27, 276
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	1, 276, 680	893, 676	337, 282	45, 722
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	2, 106	149, 120	104, 384	15, 559	29, 177
計	2, 106	2, 377, 900	1, 664, 530	373, 699	339, 671

作成者氏名

電話番号：

内線：

給 付 別 表 V 表 (4)
(未就学児分再掲)
(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費 用 負 担 区 分			
		費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

作成者氏名

電話番号：

内線：

給 付 別 表 V 表 (5)
(前期高齢者分再掲)
(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費 用 負 担 区 分			
		費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	83,756	845,430	676,344	120,226	48,860
心障医療 (法制 No. 80)	39,494,475	320,437,880	241,864,930	43,058,392	35,514,558
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	1,968	758,680	606,944	31,696	120,040
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	889,970	674,446	12,082	203,442
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	1,370,537	26,138,850	20,006,100	4,652,484	1,480,266
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	435,150	47,922,660	36,148,377	3,551,737	8,222,546
計	41,385,886	396,993,470	299,977,141	51,426,617	45,589,712

作成者氏名

電話番号：

内線：

給 付 別 表 N 表 (1)
(全体)
(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費 用 負 担 区 分			
	費 用 額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	7,390	2,330	5,060	0
心障医療 (法制 No. 80)	14,675,213	8,134,833	6,540,380	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	218,951	115,961	102,990	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	307,944	95,884	212,060	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	15,209,498	8,349,008	6,860,490	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	3,401	255,017,300	185,088,194	17,864,880	52,064,226

3. 一部負担金減免額調（一般被保険者分）

区分	全体分	前期高齢者分 再掲	70歳以上一般 再掲(8割)	70歳以上一般 再掲(9割)	70歳以上現役並 再掲(7割)	70歳以上現役並 再掲(8割)	未就学児 再掲(8割)
	395,628	157,065	0	0	0	0	0

作成者氏名

電話番号：

内線：

給 付 別 表 N 表 (2)
(7 0 歳以上一般分再掲)
(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費 用 負 担 区 分			
	費 用 額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	3,058,893	1,675,303	1,383,590	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	3,058,893	1,675,303	1,383,590	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	756	62,941,350	50,353,080	6,478,825	6,109,445

作成者氏名

電話番号：

内線：

給 付 別 表 N 表 (3)
(7 0 歳以上現役並み所得者分再掲)
(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費 用 負 担 区 分			
	費 用 額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	0	0	0	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	36	2, 120, 160	1, 484, 112	427, 252	208, 796

作成者氏名

電話番号：

内線：

給 付 別 表 N 表 (4)
(未就学児分再掲)
(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費 用 負 担 区 分			
	費 用 額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	0	0	0	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	35	2,819,490	2,255,592	0	563,898

作成者氏名	
-------	--

電話番号： 内線：

給 付 別 表 N 表 (5)
(前期高齢者分再掲)
(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費 用 負 担 区 分			
	費 用 額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	6,531,063	3,752,203	2,778,860	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	6,531,063	3,752,203	2,778,860	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	1,230	98,143,420	74,994,529	9,584,153	13,564,738

作成者氏名

電話番号：

内線：

給 付 別 表 U 表

(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

1. 高額介護合算療養費（C表（2）内訳）

	全体	前期高齢者 （再掲）	70歳以上一般分 （再掲）	70歳以上現役並み （再掲）	未就学児 （再掲）
給付額	3,097,421	2,424,706	1,753,346	0	0

2. 高額介護合算療養費（上記1のうち地方単独事業公費負担医療に係る分）

医療費助成事業名 （法制番号）	全体	前期高齢者 （再掲）	70歳以上一般分 （再掲）	70歳以上現役並み （再掲）	未就学児 （再掲）
老人医療 （法制 No. 41）	0				
特殊疾病 （法制 No. 51・83）	0	0	0	0	0
心障医療 （法制 No. 80）	1,642,022	1,023,126	434,531	0	0
ひとり親家庭等医療 （法制 No. 81）	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 （法制 No. 82 自己負担なし）	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 （法制 No. 82 自己負担あり）	0	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 （法制 No. 86） （法制 No. 85：B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む）	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 （法制 No. 87）	0				0
乳幼児医療 （都補助及び区市町村単独） （法制 No. 88）	0				0
義務教育就学児医療 （法制 No. 88 自己負担あり）	0				
義務教育就学児医療 （法制 No. 88 自己負担なし）	0				
結・精適用医療 （法制 No. 10・21）	0	0	0	0	0
計	1,642,022	1,023,126	434,531	0	0

作成者氏名

電話番号：

内線：

年 報 別 表 M 表

(不当利得、不正利得、第三者行為の状況)

(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 - 018

1. 不当利得・不正利得・第三者行為の状況（一般）

項目 区分		調 定		収 納		収 入 未 済	
		件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円
不当利得 返 還 金	現年度分 A	777	10,295,948	604	8,878,472	173	1,417,476
	過年度分 B	(-7)	(-79,037)				
		414	17,885,363	356	9,131,055	58	8,754,308
不正利得徴収金		(0)	(0)				
		1	350	1	350	0	0
第三者行為 賠 償 金	公害分 D	(0)	(0)				
		86	682,182	86	682,182	0	0
	その他 E	(0)	(0)				
		266	11,355,175	266	11,355,175	0	0
B + C + D + E 計		(-7)	(-79,037)				
		767	29,923,070	709	21,168,762	58	8,754,308

2. 不当利得・不正利得・第三者行為の状況（退職）

項目 区分		調 定		収 納		収 入 未 済	
		件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円
不当利得 返 還 金	現年度分 A	0	0	0	0	0	0
	過年度分 B	(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
不正利得徴収金 C		(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
第三者行為 賠 償 金	公害分 D	(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
	その他 E	(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
B + C + D + E 計		(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0

作成者氏名	
-------	--

電話番号：

内線：

令和 5 年 9 月 発行

登録 (05) 0039 号

荒川区福祉部国保年金課

荒川区荒川二丁目 2 番 3 号

電話 03-3802-4065